

1. 議事日程（令和5年第4回北広島町議会定例会）

令和5年12月12日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

- |      |   |
|------|---|
| 伊藤立真 | 空き家の情報整理・活用の取組を問う                             |
| 服部泰征 | 広島市との連携協約は生かされているか（その2）                       |
| 亀岡純一 | 森林に対する行政施策を問う                                 |
| 梅尾泰文 | ①可動堰調査後の流れは<br>②定住増への課題と成果は                   |
| 敷本弘美 | ①職員のメンタルヘルス対策の取組を問う<br>②性の多様性を尊重した環境づくりの取組を問う |

2. 出席議員は次のとおりである。

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 亀岡純一  | 2番 伊藤立真  | 3番 敷本弘美  |
| 4番 中村忍   | 5番 佐々木正之 | 7番 美濃孝二  |
| 8番 梅尾泰文  | 9番 伊藤淳   | 10番 服部泰征 |
| 11番 宮本裕之 | 12番 湊俊文  |          |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 村竹明治	大朝支所長 沼田真路	豊平支所長 熊谷忠明
危機管理課長 野上正宏	総務課長 川手秀則	財政政策課長 国吉孝治
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 矢部芳彦	税務課長 植田優香
町民課長 大畑紹子	福祉課長 芥川智成	保健課長 迫井一深
環境生活課長 出廣美穂	農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 中川克也
建設課長 竹下秀樹	消防本部総務課長 吉田伸也	学校教育課長 植田伸二
生涯学習課長 小椿治之	会計管理者 細居治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。皆様のご理解とご協力をお願いします。ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は、30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いをしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けてから一般質問を行ってください。2番、伊藤立真議員の発言を許します。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。中山間地域の高齢化、人口減少への取組が取り上げられるようになって随分時間がたっています。いつ頃からこのことが認識されているのかなと調べてみると、林野庁のまとめた報告書の中に、高度経済成長期以降、若年層を中心に人口流出が著しく、過疎化及び高齢化が急速に進んでいる。昭和40年、1965年ですけれども、これ以降、全国の人口が増加してきた一方で、振興山村の人口は減少を続け、また、65歳以上の高齢者割合、高齢化率、これも上昇を続け、全国平均23%に対して振興山村の割合は34%となっているという記述があることから、既に60年前には意識されていたということになるかと思います。次第にこのような状況を顕著になってきた中山間地域において、高齢化に対する様々な取組や人口減少の抑制施策などが大きな課題となっていますが、その一つに空き家があります。空き家については、廃屋化などによる地域問題化の懸念もありますが、一方で近年増えてきたいわゆる田舎暮らしやデジタル化もあって自然の中でスローライフの場所、こういった移住定住や、滞在から人口減少抑制、地域活性化につながるとその活用が注目されております。今回の一般質問では、この空き家について、情報の把握やその整理、また人口減少の抑制にもつながる活用の取組や考えについて質問をしてみたいです。まず、北広島町内の各地域の空き家の数、これを把握されてますでしょうか。把握されているならば、各地区の空き家数を伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課からお答えいたします。平成26年度に調査した結果を平成30年度に取りまとめております。空き家の総数は1224戸で、内訳は、芸北地域285戸、大朝地域205戸、千代田地域402戸、豊平地域332戸です。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） この空き家数の調査をどのような間隔、あるいは手法で行っているのでしょうか。また、どのような空き家調査の結果の利活用されているのかを伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 平成26年度の調査手法としては、自治会等の協力により実態として空き家の可能性がある建物を選定し、その後、所有者アンケート調査を実施、管理状況、利用状況、悩み事などについて調査を行い、分類しました。分類は、利用可能建物とそれ以外、倒壊危険、倒壊、大規模修繕、その他の4つに分類しております。なお、次回調査は、令和6年度に広島県が作成する電力データを利用した推定空き家リスト、これは電気契約の有無等を利用した空き家の可能性リストですが、これを利用して対象建物を選定し、現況確認等を行う予定です。データの利活用については、町としては収集した空き家情報を利用可能な建物と、倒壊や地域からの苦情に対応する際の情報として活用しております。民間の空き家活用のため情報提示を求められたことがありましたが、保持する情報のほとんどが個人情報であり、民間活用のために開示できる情報は少ないのが現実でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今度、令和6年度にまた調査をする。その時は電気契約の有無で空き家の可能性リストを作成する予定ということでございました。最初に調査された時の空き家の基準というのは、これとは別な定めだったのでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 空き家の定義は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項で、建築物、またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいうが空き家等の定義と規定されております。なお、調査の時に空き家と言われましても、適正な管理、例えば、定期的に管理者の方が訪れてある一定の管理がなされているもの等、所有者の方によっては、空き家ではないということもありますので、少し定義とは違うところがあるとは思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 空き家の考え方についてお聞かせいただきました。移住定住や滞在から地域活性化につなげる空き家活用の施策として北広島町では空き家バンクを実施をしています。この空き家バンクなんですけども、いろんな方と話をすることで、何となく分かるんですけど、詳しくはよう分からんというふうな声を時々聞きます。そこで改めて空き家バンク、どういったものなのかを伺ってまいります。空き家バンクとはどのような施策で、背景や目的は何なのか、これをまず伺ってまいります。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 空き家情報バンク事業は、施策分野では、にぎわいと活気に満ちたまちづくりの中の暮らしの基盤となる住環境の充実の施策として、長期総合計画に位置づけられているものでございます。また、高齢化等が進む中で、空き家に関する問題が全国的

に表面化してきました。適切に管理が行われないうまま放置されている空き家は増加傾向にあり、防災、防犯、安全、環境、景観保全等の面で、住民生活に悪影響を及ぼしており、早急な解決が求められるようになったことが背景にあります。空き家バンク制度は、町内にある空き家の有効利用を通して、町民と都市住民の交流の拡大と定住促進、住民自治及び農村機能の維持による地域の活性化を図ることを目的としております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） この空き家バンク事業なんですけども、北広島町ではいつから取り組まれていたんでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 空き家バンク事業につきましては、平成18年度に要綱等を定めまして事業のほう実施しております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 11月11日にネット上で検索したんですけども、登録件数、この空き家バンク、大朝地域で10件、豊平地域で7件、芸北地域で6件、千代田地域で6件、合計29件ありました。町で取組を始めてからの延べ登録件数等、紹介による成立件数は一体どのぐらいあるのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 令和4年度までの延べ登録件数は、495件でございます。紹介による成立件数は、294件となっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 平成30年度に取りまとめられた空き家総数、先ほど建設課のほうから説明がありましたけども、総数が1224件ということでした。それと比較をしますと、登録件数495件、単純比較でいくと、これ40%になるし、成立件数では、294件ということなので、約24%ということになります。でも今実際に感じる、住んで感じる町内の空き家の状況からいうと、空き家バンクへの登録件数が少ないのかなというふうな実感を私は思っています。登録が低位、なかなか進まない要因というのはどういうふうに分えられているのでしょうか伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 空き家バンクなどで、空き家の流通が進まない要因として、一人暮らしをしていた所有者が亡くなり、相続発生後に相続人が空き家問題が先送りしていることが大きな要因の一つと言われております。所有者が地元にいない、所有者が無関心、遺品整理が大変、相続未登記が続き、所有者多数で身動きが取れないなど、問題が先送りされる要因が複数ございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、読み上げていただきましたけども、この要因解決にはどのような取組が必要かというお考えをちょっと伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 所有者やその家族が元気なうちに、将来、我が家をどのようにするのかという選択肢を考え、家族や信頼のできる方と相談をしていくことが空き家問題の解決や、空き家バンクの利用を促進するためには必要だというふうに考えております。町は、

所有者への住まいの終活の必要性を周知するなど、空き家を発生させないための取組を進めることが必要というふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 住まいの終活への取組ということですね。町では移住定住を促す目的で、移住を検討する方向けに、一時的にまちの生活が体験できるお試し住宅を町内4か所、芸北に1、大朝に2、豊平に1、これ7年前に整備をして各地域での管理運用をしています。このそれぞれのお試し住宅について、これまでの利用実態、これをまずお聞かせください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） これまでの延べ利用者数は、溝口41人、大朝61人、筏津41人、長笹33人です。令和元年度が最多で全町で48名の方が利用されました。以降は、新型コロナウイルス感染症の影響から減少傾向にあり、令和4年度は22人の利用でございました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） このお試し住宅を利用された方から、施設やその地域での体験について感想や意見というものが挙げられていれば、それをちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） ご利用いただいた方からの感想といたしましては、自身が思い描いていた田舎暮らしとはギャップがあり、実際に移住する前にそれを知ることができて良かった。地方での暮らしの魅力を肌で感じる事ができた。実際に移住するわけではないが、今後も北広島町を訪れたいと思うといったような意見がございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） このようなお試し住宅の利用者が本町への移住定住につながったものというのはございますでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 数字的にはちょっと把握はしてないんですけども、きっかけとなったという声は若干聞いております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） このお試し住宅の指定管理が今年度末で終了すると認識してはいますが、今後このことをどうするのか、どのように利活用していくのか、これからどのように有効活用していくのか、その辺の考えをちょっと伺ってみたいと思います。お願いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） このお試し住宅は、個人が所有する住宅を活用させていただいている事業でございます。終了後の利活用等については、所有者の方が決めるということになっております。一部のお試し住宅では空き家バンクに登録し、第三者へ譲り渡すことを希望されているものもございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） そうですね。所有者さんが決めるということになるんですね。分かりました。ちょっとまた後半でもう一回触れたいと思います。ここまで、町内の空き家の状況については、建設課のほうから伺い、空き家バンクお試し住宅の実態などについては、まちづくり推進課にお答えをいただきました。北広島町では平成28年3月に空き家の有効活用を図り、若者定住

施策をサポートするとともに、町民の安全で安心な生活環境の保全を推進することを目的に北広島町空家等対策計画を策定し、空き家や跡地活用、空き家等の適切な管理、これは空き家情報バンク等ですけれども、これに取り組むとしています。その第6章で、空き家等対策の実施体制として、空家対策検討会議を役場で、5課と危機管理監、消防本部で組織し、調査、研究、検討をするとなっています。これの活動実態はどのようになっているのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 空き家対策の計画でございますけれども、内容につきましては、今、議員がおっしゃられたとおりで、この計画の策定の過程につきましては、国の空家対策の特別措置法ができたことに伴いまして、本町で計画を立てたものでございます。特措法につきましては、適正管理が基本的な法となっておりますけれども、本町では活用というところもしっかり入れ込もうというところで、活用と適正管理双方を盛り込んだ計画としております。という関係で複数課にまたがっておりますけれども、基本的なところの適正管理ということにつきましては、建設課のほうで所管をしていただいて、全体的な取りまとめもしてもらっております。その関係で協議会、会議につきましては、建設課のほうで開催しております。年次によって開催回数は決まっておりますけれども、特定空家等の対策件数に応じて開催してるところであります。近年は余り件数がないということを知っておりますので、開催は少ないものでありますけれども、年間複数回開催しているというふうな状況であります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、お答えいただきました、特定空家の話も出たんですが、特定空家と空き家活用、別問題だと私は思っているの、今回は空き家の活用というところに焦点を当てて質問させてもらってます。この北広島町空家等対策計画なんですけれども、この中にある担当部署が、表示がまだ企画課とか危機管理監というふうな旧の組織の名前のまま残ってるようなんですけれども、この計画自体の見直しや変更というのはされないのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） この計画自体は、平成28年に作ったものだと記憶しております。その時点での計画でありますので、その当時の企画課であったり危機管理監というふうな名称になってると思います。内容につきましては、適正管理等活用ということで考え方は変わっておりませんので、これを見直すというところは現在のところ思いはありませんけれども、具体的な行動を起こすためには、具体的な活動計画、行動計画というものも必要になってくると思いますので、そこは、この計画に準じた活動計画、行動計画は作っていく必要があるというふうには思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） そうですね、この計画自体、平成28年に作られたということで、それ以降時代の変化、コロナ禍もありましたし、利用者、相談者の視点から空き家情報とか空き家バンクとか、その活用のツールとか、体制として時代に合った体制づくりというのを進めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 議員おっしゃられるとおりで、社会情勢というものは日々変わってきております。ニーズも変わってきておりますし、空き家を所有されてる方の思い、感覚も変わってきている状況があります。当然それに合わせたような対策はしていく必要がありますので、そ

れに応じたような対策は、今後も考えていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ちょっと脇道にそれたので、空き家活用と空き家バンクの質問のほうに戻ってまいります。自分の住む地域や北広島町のこれからをどのように描いていくべきなのか、若い世代や中堅と言われる世代の方を中心にいろんな職業や生活スタイルの方、かつ多世代の皆さんが定期的集まってミーティングする機会があるんですけども、そこで空き家バンクを利用して地域住民になられた方、空き家バンクによらず地域住民となられた方、地元で生活をしている方から出される課題の一つが実は空き家の活用です。内容としては、移住定住の相談窓口の充実や空き家バンクの運用やこの情報量、またお試し住宅の必要性、こういったものの意見が多数聞かれます。今回の質問に関連して、地域で空き家活用の活動をされている方、これから地域で空き家活用の活動をしようとする方、取組を始めようとしている方の考えも聞かせていただきました。これらを踏まえて町の考えを伺ってまいります。移住定住を検討している方が、まず最初に情報収集するのが自治体の空き家バンクということです。北広島町を移住定住先に決められた方や、地域で空き家活用の活動をされている方は、問合せに対する窓口対応がとても大切だというふうに口をそろえてお答えになります。北広島町を移住定住先に決めた方は、最初の窓口対応から定住までよくしていただいたと言われる方もあれば、いろいろな条件があつて最終的に北広島町に定住はしましたが、窓口対応は決して良いとは言えないんですよという声も聞きました。北広島町の移住定住相談窓口に望むこととして、地域で空き家活用の活動をされている方は、相談に来られた方に何が何でもこの町に住んでほしいという気持ちが伝わらなければ何も始まらないというふうな感想も口にされています。その大切さを話されています。現在の親身になって窓口対応されている役場だと思いますけども、熱意の伝わり方は相手の受取方次第ということはあると思います。移住を検討している方のための他の自治体資料を見る機会がありました。今回ちょっとお手元に配付している「移住のためのサポートガイド& i s l a n d 江田島移住の始め方」これがそれに当たるもので、ご覧をいただければ分かると思いますけども、住む・働く・子育て・就農の4項目、4カテゴリーにそれぞれ関連する補助金制度や支援制度などを記載し、こういったサポートなり制度があるのか、これがイメージしやすいように写真などととも配置され、本当にコンパクトに分かりやすくまとめられています。北広島町では、平成28年に発行された「ねえ、北広島町のこと、どう思うとるん？」これです。この冊子等と「令和5年度定住サポート」、これです。A4用紙両面にサポート項目に関する補助制度や支援事業などが列挙されたものですけども、これが窓口にはありました。この他に相談窓口で相談者にお渡しできる資料、こういったものはどんなものがあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 相談者の方にお渡しできる資料は、議員がおっしゃるとおり、「ねえ、北広島町のこと、どう思うとるん？」の小冊子と「令和5年度定住サポート」のチラシでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） この小冊子、平成28年に発行されたということだから、もう随分経過しておりますし、移住定住の相談に来られる方に、何が何でもこの町に住んでほしいという熱意がこれだけではちょっと伝わりにくいのかなという思いがします。熱意が伝わるようなものとい

うのは準備できないでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 昨年度からVR画像による、これはホームページでございますけども、空き家情報の充実や同じくホームページ上でエリア別の魅力紹介などを掲載しております。今後は、情報のスピード性とか正確性等を考えると、SNSを利用した移住情報の発信を検討したいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今の時代の流れに沿った形で情報提供していくということなんだと思います。移住定住の相談に来られた方を「この町、良いなあ」というふうにググッと引きつけるものが必要だとは思えます。相談窓口をさらに充実させるための考えや検討策、こういったものをお持ちであれば聞かせてください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 移住定住の相談は、空き家バンクのホームページをきっかけに来られるという方がほとんどでございます。移住者が求める情報として優良な空き家の物件情報や、移住に係る町の支援情報が多いというふうに感じております。また、町の魅力や強みといったようなことも考えられるのではないかとこのように思います。そういった情報を総括的に、包括的に提供できる努力や、あと助成制度、補助金制度についても充実しながら、そういった利用者を引きつける取組をしていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 移住先の検討で私が知る二家族の方、これ、何十か所も移住検討先を回って北広島町に定住された方なんですけども、先ほど紹介したパンフレットの江田島とも比較検討されたということだったんですね。この最終決定の理由が、「水が良かった」と言われてました。すごく意外で、ずっと住んでる自分にとっては当たり前過ぎて、ふだん意識していないことが魅力になっているんだなということをちょっと改めて気づかされました。ホームページやSNSによる発信というのは現代社会のニーズでもあり、引き続き取り組んでいただきたいということでもありますし、併せて、やっぱり手に取ってこれ良かったよと渡せるもの、これもまだまだ必要なんじゃないかなというふうな思いを持ちます。空き家バンクの情報については、先ほど確認をさせていただきました。単純に現在の登録件数自体は、町内の空き家推定数の2%程度になるのかなと思います。もっと空き家情報があるのではないかとこの声も実際に聞かれますけども、空き家情報バンクの登録公開には一定の要件があることは理解しておりますけども、空き家所有者の考えや状況などから、登録公開に踏み切れない、あるいはできない方もおられるようです。これは、先ほどお答えをいただいた内容にもありました。このような状況を補完しようと大朝地域協議会では、空き家バンク担当課とできる範囲の連携をして移住推進に取り組まれております。こういった活動をされてますし、また芸北地域振興協議会では、芸北未来会議の活動の一つ、勿体ないズ、これを組織され、空き家の活用の取組を實際されております。さらに豊平地域では、管理が行き届かない空き家の実態を何とかしたいということで、商工会青年部の有志がスピード感を持って移住促進に取り組んでいこうということで、今、着々と準備をされております。全国的にも行政と民間団体等とが連携して運営をしていくというケースも増えているようです。本町においても官民連携で移住促進ができるんじゃないかというふうに考えますけれども、どのような連携が想定できるのでしょうか、伺っていきます。お



願います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 空き家バンクは、老朽化が著しいもの、大規模な修繕が必要なもの、進入路が確保されていないものなど登録の例外要件があり、空き家バンクへの登録をお断りするケースもございます。空き家の利活用を進めながら、移住促進を図るためには官民の連携が必要だというふうに考えております。所有者や移住希望者の同意を得ながら、町が持つ情報を民間の団体と共有し、移住定住の取組を進めることができるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 情報共有して取組を進めることができるというふうな見解のようですけども、民間団体等との連携、このことについてどのような課題があり、課題があるとするれば、その解決にどう取り組んでいくか、その見解を伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 空き家に関する情報というのは、個人情報の取扱いや空き家のセキュリティーに関することが課題になるというふうに考えております。個人情報に関して、民間団体等との情報共有に対する空き家所有者と空き家情報バンク利用者の制度に対する理解を深めることが必要というふうに考えております。また、空き家のセキュリティーを確保するため、位置情報等の開示には慎重にしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） セキュリティーであるとか個人情報の保護であるとか、こういった課題がある。なかなかハードルが高い部分だと思いますけども、何らかの形で民間連携ができて、少しでも活動が活発になれば良いなと思います。この12月定例会の財政政策課の行政報告の中に、広島工業大学との包括連携協定の締結ということが挙がっておりました。その内容の中、3項目めだったと思います。4項目めだったかな、建築分野、特に古民家再生に関する事、これも協定の締結の中身にありましたけども、広島工業大学との連携、これどういったことが想定されますでしょうか。可能であればお答えをいただければと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 提携前の取組ではあったんですけども、広工大と民間の事業者の方が連携をして古民家再生に取り組んだという事例もございます。それから広工大の方が卒論のテーマに移住定住というのを掲げられまして、大朝の地域協議会のほうでアンケート調査等に協力をしているというような実態がございます。それから豊平の地域づくりセンターの調度品類につきまして広工大生と連携してはいかがかというようなことも取組として始まっております。様々な得意分野を活用させていただいて、町と今後も連携していきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 大学との連携、とても力強いことになるのかなと個人的には思います。さて、移住について検討される方に意見を聞いた中で、充実させるべきと挙げられたものの中に、先ほど今後の活用について確認させていただいたお試し住宅というのが挙がるんですね。町のホームページからお試し住宅を開いてみると、場所やお試し住宅の紹介はありますが、この更新

日、2020年9月1日付なんです。このお試し住宅がどのぐらい利用されたか、先ほどご答弁いただきましたけども、そういった情報が掲載できて、それを更新するだけでも見る方の受け取り方が違ってくると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 町のホームページ内のお試し住宅関連の情報につきましては、町が作成している部分は、2020年9月1日現在の最新の情報という形で掲載をさせていただいております。一步踏み込んだ詳細な内容につきましては、管理者の作成による間取り図や写真、附属設備など独自の情報にもリンクできるようにやっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） リンクできるようになってるんでしょうね、私、コンピュータそんなに苦手ではないんですけど、なかなかそこにピッと行けなかったの、なかなか一般にご覧になる方がそこまでたどり着けるかということになると、ちょっと無理かな、難しいかなという気がしました。指定管理が終了をした後に、その後は所有者が決められるというのが前段の話でありましたが、充実すべきよというふうな、実際に利用された方、移住定住された方の声があるということは、やはり何らかの活用というか、良い方向づけを考えていかなくちゃいけない一つのことなんじゃないかなというふうには思います。一時的にこの北広島町の生活が体験できるお試し住宅のプログラムですね。実際に農業体験や地域活動などを盛り込んだワーキングホリデー、これ農山漁村滞在型旅行、いわゆる農泊ですけども、こういったものをもっと気軽に利用できるように、ゲストハウスであるとかシェアハウス、こういったものもあっても良いんじゃないかというのもやっぱり移住定住された方の声結構あるんですね。これらが充実すれば、町の魅力発信にもつながるんじゃないかというふうな声もあります。例えば、農山漁村の居住者、滞在者を増やすという新たな視点から、対策を推進する地域の取組に対して交付される農山漁村振興交付金、これ農山漁村発イノベーション等整備事業、これ農林水産省の事業ですけども、こういったものを活用できないでしょうか、見解を伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 国の補助事業であります農山漁村発イノベーション整備事業につきましては、様々な事業メニューが設定されております。その中でも議員の言われます農泊につきましてもソフト事業、ハード事業があります。まず、ソフト事業でございますけども、農泊の実施体制整備や観光コンテンツの開発、受入環境整備、専門的知識を有する人材確保等の支援があります。またハード事業でございますけども、農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、1棟貸施設、体験交流施設等の整備の支援があります。ソフト・ハード事業ともに地域協議会、民間企業、中核法人等に交付されるものでございます。現在、商工観光課で取り組んでおります農山村推進協議会の活動も踏まえながら、制度等の情報収集、研究等はしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ソフト事業、ハード事業ありますし、こういったものを最大限有効利用していただいて、魅力あるこの町の情報発信に役立てていただけたらなという期待をしております。さて、物件探しから移住定住、その後の生活の一連について、本町に移住定住された住民の方は、自分たちと地域をつなぐ相談役、仲介役ですね。この存在が大きいと口をそろえられます。受け入れる地域からすれば、移住定住を考える方がどういふ方なのか事前に面談したいと言う

ことも、これは地域のほうから言われます。移住定住された方は、地域の方々の心遣いや思いやりに驚いたと言った声や、地域独特のコミュニティーや慣例に戸惑うと言う声も聞いてます。意思疎通や思い違いを緩和するため、これからの移住定住促進には様々なことを相談できる地域のことを熟知した相談役、仲介役の体制を早急に整えていく必要があるというふうに思いますけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 移住者と地域のミスマッチを緩和するため、地域のことを熟知した相談役の体制を整える必要はあるというふうに考えております。現在は、集落支援員が空き家バンクの案内に同行し、地域に出て地域の状況等を移住希望者に伝える取組を行っております。これに加えて大朝地域のほうで先進的に取り組まれようとしております移住サポーターと言ったような制度も、これから検討、活用しながら移住者のニーズに応じていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） なかなかこういった移住定住を考える人と、地域のつなぎ役というのは本当に大事だと思うんです。やっぱり人が人を呼ぶということを考えた時に、やっぱりここが一番重きを置いていかなくちゃいけない部分かなというふうに思います。北広島町に移住定住された地域住民として生活されている方からは、引っ越して来られた方ですね、自分たちの意見を踏まえて移住定住を検討している方々にいろんなことを伝える機会がもしあればしっかり伝えていきたいんだというふうな声をよくと言うか、しっかりいつも言われるんですね。何かしたいと、協力したいと。北広島町への移住定住をもっと進めるための取組についてどのように考えるのか。町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 町の移住定住施策を推進するに当たり、移住されている皆さんとの連携は大変重要だと思っております。また、移住者の皆様の情報発信により次の移住者へとつながる例も多くあると伺っております。移住者の意見を聞きながら、移住者がスムーズに地域に定住できるよう取組を進めていきたいと考えております。そういった申し出があることは大変うれしいことであり、ありがたいことだと思っております。ぜひお願いしたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 一緒に手を携えてというか、協力し合いながら、この町の活性化に関わっていただければと思います。実は昨日の話なんですけども、昨日の夕方18時から大朝地域協議会主催で、大朝地域移住者受入体制強化の研修会が開かれました。県の担当課の職員の方と移住コーディネーターの方を講師に迎えて、大朝支所の会議室で開催をされて、それに私も参加をしてまいりました。この話をする中で、地域をどうにかしたいという思い、これをひしひしと感じてきました。この研修会、豊平地域で空き家対策の活動をしようとしている2名の方も参加をされ、移住プロジェクトの目的であるとか、ペルソナ、これターゲットですね、移住を引っ張ってくるターゲット、この設定についてのワークグループ討議を行って、共通課題でもある中山間地域での空き家対策や移住推進への取組について、尾道市の取組などの実践例を交えながら、どう取り組むべきかのヒントをいただきました。これを追々超えたら良いんじゃないだろうかというふうなことをお伝えをしていきたいと思っております。今回の一般質問をするにあたってたくさんの方にお話を伺ってきました。その中で、空き家は財産ではなく、処分

したいと思ったら、その時点で負の遺産なんだというふうな言葉がありました。すごく響きます。この負をプラスに変えられるように、私自身も取り組みたいと思ってますし、北広島町の取組を注視していきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで、伊藤立真議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。11時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 48分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。10番、服部議員の発言を許します。

○10番（服部泰征） 10番、服部泰征です。今回は、広島市との連携協約は生かされているか（その2）ということで質問いたします。広島市と隣接する北広島町は、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく連携中枢都市圏である広島広域都市圏を形成するため、地方自治法の規定に基づき、広島市と連携協約を締結し、平成28年4月1日より施行しています。この連携協約は、人口減少、少子高齢社会にあっても、広島市及び北広島町が圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を協力して実施することにより、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とするローカル経済圏を構築し、もって圏域の経済を活性化し、自律的で持続的な発展を図ることを目的とされています。さて、令和5年6月議会での一般質問では、広島広域都市圏を形成している市町やローカル経済圏の構築に関する内容、そして大きく3つある取組の中の、1、圏域全体の経済成長の牽引について質問いたしました。今回は、その続きとして、2、高次の都市機能の集積・強化及び3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の（1）生活機能の強化について質問したいと思います。それではまず、2、高次の都市機能の集積・強化から質問します。取組、効果的・効率的な医療サービスの提供体制の構築についてです。この内容は、24時間365日体制で電話による医療相談等行う救急相談センター事業の実施や、広島市立病院と圏域内の医療機関との間のICTネットワーク整備など、効果的・効率的な医療サービスの提供体制の構築に取り組むとなっています。また、連携市町、北広島町の役割として、救急相談センター事業による医療相談等の実施や広島市立病院と圏域内の医療機関との間のICTネットワークによる高度な医療機能の提供などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。救急相談センター事業による医療相談等の実施状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 令和4年度本町の医療相談等の状況を申しますと、相談件数は、213件で、そのうち102件が受診可能な医療機関等の案内になっております。また、71件の救急医療相談があり、そのうち28件が緊急性が高いと判断され、迅速な救急出動につながっております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 迅速な救急出動につながっているということで、それでは、広島市立病院と圏域内の医療機関との間のICTネットワークによる高度な医療機能の提供に取り組むとありますが、ICTネットワークの環境及び高度な医療機能の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 広島市立病院のうち広島市立安佐市民病院は、本町も含めた圏域のへき地医療拠点病院として圏域内の医療機関とWeb会議システムにより遠隔画像診断等の診療支援ができる環境を構築されております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） では今、環境構築されているということなのですが、その環境は、町内にある全ての医療機関が構築できているのでしょうか。また、その診療支援の実績がもし分かればお教えてください。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 町内の全ての医療機関というご質問でございますが、このICTネットワークシステムにつきましては、地方独立行政法人広島市立病院機構でネットワークを構築されるものでございまして、広域都市圏としての市町の取組はございません。したがって、主には圏域内の公立病院、あるいは公立診療所等と連携をされているものになります。診療支援につきましては、現在、安佐市民病院の放射線科専門医と安芸太田病院との定期的な読影等が実施されているような状況です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 広域病院が連携で入ってて、実績は放射線科、安芸太田病院があるということですが、それでは取り組んでいく上で具体的に対策を進めていく部門や医療機関等はあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 広島市立安佐市民病院において、総合診療科が広島県北西部地域医療連携センターとしての機能も併せ持ち、町内の2つの医療機関も含めた県北西部の複数の医療機関においてオンラインを活用した診療支援、あるいは医師の人材育成などの取組が進んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 町内の2医療機関は含まれているということなのですが、差し支えなければ、その2医療機関の名称は何とも大丈夫なのでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 豊平診療所と雄鹿原診療所になります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） さっきのちょっと聞き逃して、全ての医療機関が構築できているのかは公立病院が、ちょっともう一度そこをお願いします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 北部圏域の主には、公立の医療機関、病院、あるいは診療所になります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

- 10番（服部泰征） だから町内にはないと認識してて良いですか。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 町内でございますと、町立の雄鹿原診療所、豊平診療所になります。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） それでは、次の取組に移ります。圏域北部における拠点病院の整備についてです。この内容は、広島市立安佐市民病院の建替えにより、高度急性期医療機能や災害拠点病院としての機能、へき地医療拠点病院としての機能の充実強化を図り、圏域北部を中心とした地域における拠点病院の整備に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、自市町の住民が必要とする医療の提供に甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。圏域北部を中心とした地域における拠点病院の整備とありますが、現在の状況はどうなっているのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 圏域北部の拠点病院の整備状況としましては、広島市立北部医療センター安佐市民病院が昨年5月に、旧安佐市民病院北館の跡地に安佐医師会病院が本年4月に開設されております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） それでは、自市町の住民が必要とする医療の提供とありますが、どのような医療を求められているのでしょうか。また、その整備に向けた取組についてお伺いします。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 本町の住民が必要とする医療と言うのは、身近な地域で医療サービスを受け、住み慣れた場所、地域で暮らし続けることができる医療であると考えております。広島市立安佐市民病院は、昨年度の移転、建替えにより、高度医療、急性期医療、災害医療、へき地医療の拠点病院として機能を整備されております。それらの拠点機能を今後も引き続き充実・強化していただき、住民の求められる医療提供体制となりますように町内のかかりつけ医療機関や広島市と協力し、体制づくりに取り組んでまいります。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） それでは、次の取組を伺います。圏域内の公共交通網等の充実強化についてです。この内容は、圏域にわたるヒト・モノ・カネ・情報の循環に資する広域交通網の構築に向け、市町と連携して、圏域内の公共交通網等の充実・強化に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、圏域内の公共交通網等の充実・強化に甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。圏域内の公共交通網の充実強化は図られているのでしょうか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） 広島市広域都市圏発展ビジョンでは、圏域内公共交通網の充実・強化を図るため、市町をまたがるバス路線の再編について、関係市町やバス事業者等の調整協議を行い、一体となってバス活性化に取り組むとされています。全国的には、路線バスの廃止、見直しが行われており、昨年度当町においても大手バス事業者が運行する町内のバス路線から撤退をいたしました。撤退に際しては、広島市、北広島町、関係バス事業者との協議調整を行い、後継のバス路線を確保することができており、連携協約の生活交通の維持・確保の取組が図られていると認識しております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。

- 10番（服部泰征） これは取組が図られているということで、それでは、この公共交通網における現在の課題と対策に向けた取組についてお伺いします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） 公共交通網における課題として、利用者の減少や自治体の財政負担の増加、運転手等の人手不足が大きな課題と考えております。対策には、利用実態に応じた運行路線及び運行車両の適正化などが必要になってまいります。連携する市町、バス事業者、地域公共交通会議と連携し、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） この公共交通網、今、新聞とかテレビでもよくにぎわっていますが、政府も考えてることなんですが、ライドシェアと言うのが検討されています。このライドシェアについて本町としてはどう考えているのでしょうか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） ライドシェアにつきましては、先ほど申しましたとおり、過疎地域の公共交通の確保という観点からは、非常に有効なやり方だというふうに認識をしております。しかしながら、既存のバス事業者との関係、それから事故等の対応等様々な課題もございます。国や他市町との動向も考えながら慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） そうですね。慎重に検討も要るんですが、やはり有効な手段でもありますので、しっかりと研究、調査をしていただきたいと思います。また、市町によっては自動運転なども話題になっています。この自動運転についても本町としてはどう考えているのでしょうか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） 公共交通車両の自動運転というのも先ほどと同様、過疎地域の交通の確保という観点からは非常に有効なやり方というふうには感じておりますけども、これにつきましても安全面等々の問題がまだしっかりクリアできてないというような課題もございます。そういった動きも注視しながら慎重に考えていきたいというふうに思っております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） やはり免許返納者も増えてきてますので、この辺りは難民が出ないように、しっかりと困った時の対応できるように取組を進めていただきたいと思います。次の取組です。地域貢献人材の育成についてです。この内容は、地域や企業が求める人材を確保するため、公立大学法人広島市立大学が圏域内の市町や大学、経済団体等と連携して実施する人材育成事業を支援するなど、地域貢献人材の育成に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、公立大学法人広島市立大学が圏域内の市町等と連携して実施する人材育成事業の支援などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。人材育成事業、今、出てきた人材育成事業とはどのような事業なのでしょうか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（中川克也） 連携協約にあります人材育成事業の主なものとしたしましては、令和3年度から開始されました広島広域都市圏地域貢献人材育成支援事業となっております。内容としたしましては、広島広域都市圏の発展に貢献する人材を育成するため圏域内の大学等に

対し、市町及び企業、団体と連携して、地域課題の解決に向けて取り組む教育研究活動に要する経費を補助するものとなっております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、説明いただきましたが、それでは、直近3年間で良いんですが、どういった研究活動にどのくらいの経費が補助されているのか、もし分かればお伺いしたいんですが、資料ありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 申し訳ございませんが、ちょっと手元に資料ございません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） ただ、事業はあったと認識してて良いのでしょうか。事業自体はあったのかということですね。この補助経費を補助する事業があったのかはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 実績については申し訳ございませんが、ちょっと手元にないんですけども、要綱等は定めてありますので、そういった支援事業を活用された事例はあるのではないかというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 北広島町には高校までしか学校がなく、そこから大学等に進学するには町外に出るしかないため、この人口動態にも大きく影響しています。地方の人口減少が問題となる中、その対策に向けた協議なども、この事業で検討はされるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） この事業におけます教育研究活動の募集テーマの具体例の中に人口減少対策があります。地域課題の概要といたしまして、各市町で子育て支援や地元への就職支援など、様々な人口減少対策の取組を行っていますけれども、人口減少に歯止めがかからない。また取組の方向性といたしまして、データ分析等を行い、人口移動との関係のある因子、雇用とか住居、子育て環境などを分析するなど、データに基づく人口減少対策を検討するという事になっております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、説明いただいた中で人口減少対策等を検討されるということなんですが、もし、どういった検討結果があるのか、そういったことがあれば簡単にお伝えいただきたいんですが、お手元にないでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 実際には、実例といたしまして検討されたということがありませんけれども、今後、そういった取組をされていくというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） これは平成28年から計画されており、やはり絵に描いた餅になってはいけないので、こういった計画があるのであれば、しっかり取り組んでいただいて、データに基づく人口減少対策の結果をまた教えていただけたらと思います。それでは、次に3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の（1）生活機能の強化について質問したいと思います。取組、地域医療提供体制の確保についてです。先ほど少しかぶるところもあるんですが、質問いたします。この内容は、圏域内住民が地域で安心して生活を営めるよう、圏域内における効果的・効



率的な救急医療体制づくりなど、地域医療の充実・強化に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、効果的・効率的な救急医療体制づくりなどに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。効果的・効率的な救急体制づくりとはどのような体制を指すのでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 効果的・効率的な救急体制づくりとは、救急患者が発生した場合、診療の空白時間が生じないように、必要な医療を速やかに受けられる体制であると考えております。救急患者が発生した場合、まずは初期救急医療として山県郡医師会による在宅当番医、または救急診療所が診療に当たります。入院治療や緊急手術を要する重症救急患者は、安佐医師会が運営主体の病院群輪番制、または救急告示医療機関で対応します。救急告示医療機関として町内3病院でも対応をいただいているところでございます。救急患者の多くは高齢者の方であり、地域で安心して生活し続ける体制づくりとして、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、説明いただきましたが、町内3病院で対応されているとのことですが、今、社会情勢もあり、どの医療機関も人材確保、それから診療体制の維持に必死と思われませんが、この持続可能な救急体制を維持するために町としてどのような連携を取られていくのでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 十分なお支援とまではいきませんが、先ほど申しました救急告示医療機関のほうに赤字部分の補填として補助金を交付しているところでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、次の取組に行きます。地域包括ケアの推進についてです。この内容は、圏域内の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、ケアマネジメントの質向上など、地域包括ケアの推進に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、ケアマネジメントの質向上などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。地域包括ケアについて簡単に説明をいただきたいです。また、北広島町の現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 地域包括ケアとは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保されるものになります。地域包括ケアの本町の現状を申しますと、その仕組みづくり、地域包括ケアシステムを構築することを目指し取り組んでいるところでございます。地域包括ケアの5つの要素の取組として、医療では、在宅医療と介護連携推進、介護では、多職種連携による包括的・継続的なケア体制の構築、予防では、社会参加を通じた介護予防による高齢者の居場所づくり、住まいでは、高齢者福祉サービスの充実と地域見守り事業の推進、生活支援では、住民団体主体の地域活動の推進などに取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、今、この取組は着実に進んでいると捉えて良いのでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

- 保健課長（迫井一深） 着実に進んでいるものと考えております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） それでは、ケアマネジメントの質向上とありますが、具体的にどのように行っていくのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 連携市町において実施する研修会について情報を共有し、介護支援専門員等の受入れを相互に行い、自立支援に資するケアマネジメントを行える人材を共同で育成に取り組んでおります。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） それでは、次の取組です。子育て支援・教育の充実についてです。この内容は、圏域内において、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、保育サービスの広域利用や放課後児童クラブ職員等の合同研修など、子育て支援サービスや教育環境の充実に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、保育サービスの広域利用や放課後児童クラブ職員等の合同研修などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。保育サービスの広域利用の状況はどうなっているのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（芥川智成） 一時預かり事業につきまして、本町の保育施設の広域利用の状況は、令和2年度に17回、令和3年度に10回、令和4年度に10回の利用でございました。一方、本町の方が他市町で利用された実績はありませんでした。次に、病児・病後児保育事業で、本町のユーカリの広域利用状況は、令和2年度に延べ15人、令和3年度に延べ31人、令和4年度に延べ24人となっております。一方、本町の方が他市町の病児・病後児保育施設を利用した数は、令和2年度、令和3年度はありませんでした。令和4年度に延べ27人の方が利用されております。次に、地域子育て支援拠点事業で、本町の子育て支援センターの広域利用状況は、令和2年度に延べ30家庭、令和3年度に延べ19家庭、令和4年度に延べ80家庭が利用されております。一方、本町の方が他市町の子育て支援センターを利用された数は把握できておりません。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 一時預かり保育事業は他市町の方はあるが、本町の方が実績がないと。また病児・病後児、これも他市町の方はあるが、本町の方、令和4年度はあったということで、この他市町の方の利用に比べて本町の方の理由が少ないように思われるんですが、この原因等がもし分かればお教えいただきたいんですが。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（芥川智成） 病児・病後児保育事業で、他市町の方が本町のユーカリを利用される数が、本町の方が他市町を利用する数に比べて多いにつきましては、本町に勤務地があるということで、利用がそっちのほうが多いというふうに思っております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 市内とかそういった所からこちらに勤めている方が多くて、そういった時の方が利用されているということですね。それでは、放課後児童クラブ職員等の合同研修とありますが、開催されているのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小椿治之） 児童健全育成に必要とされる実務的な知識及び技能を習得できるよう、4つのエリアに分かれて毎年合同で研修を実施しております。北広島町は、北部エリア、広島市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、美郷町に属しております。広島市からの実施通知を各児童クラブへ情報提供し、受講のご案内をしておるところでございます。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） ちょっと研修の内容が分からないので、これの聞き方が合ってるかどうか分からないんですが、もしも合同研修で、例えば、本町の児童クラブが抱える問題とか課題、そういったのが挙がってるんでしょうか。もし把握されてれば内容をお伺いしたいと思います。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 議員がおっしゃいました受講の内容でございますが、本町の課題とかをその場で議論してるかどうかは把握しておりません。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） それでは、北広島町の子育て支援サービスや教育環境に関して現状の課題と解決に向けた取組はどうなってるでしょうか。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（芥川智成） 子育て支援サービスについては、連携市町がそれぞれの自治体で実施している事業の広域利用であり、相互に利用できている状況でございます。よって特段の課題はないというふうに認識をしております。これらの事業の広域利用を希望する子育て世代に対し、他市町の情報を提供することで、さらなる子育て支援サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） それでは、次の取組です。文化財・伝統文化の活用・保全についてです。この内容は、圏域内の文化財及び伝統文化に対する住民の理解と認識を高め、魅力を広く発信するため、圏域内の関連する文化施設の連携を図るとともに、神楽の公演や継承など、その総合的な活用及び保全に取り組むとなっております。また、連携市町の役割として、圏域内の関連する文化施設の連携を図るとともに神楽の公演や継承などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。圏域内の関連する文化施設の連携とありますが、どのような文化施設が対象なんでしょうか。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 毛利氏関連博物館等施設連携事業推進協議会を広島市、三原市、安芸高田市、岩国市、北広島町との5市町で設立しております。北広島町の対象施設は、戦国の庭歴史館となっております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 神楽の公演や継承などに協力するとありますが、具体的な取組はどうなっているのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（中川克也） 神楽の公演や継承などに協力するというご質問ですけれども、ちょっとその前に、先ほどの地域貢献人材育成、この事業の実績についてご報告をさせていただきたいと思います。取組につきましては、令和3年度が12、令和4年度が11、令和5年度は12ほど採択をされているということでございます。神楽の取組等でございますけれども、

広島県9市町、広島市、呉市、三原市、三次市、廿日市市、安芸高田市、坂町、安芸太田町、北広島町、それから島根県の3市町、浜田市、美郷町、邑南町、この12市町で構成します神楽まちおこし協議会により事業を行っております。主な事業といたしましては、1つ目といたしまして、神楽の普及、観光の活性化事業というのがございます。圏域内から要望のありましたイベント等への出張公演や、神楽ファンを募り神楽が盛んな地域を訪ねる神楽鑑賞ツアー、そして毎年12月の2日間、市内中心部で構成市町の神楽上演と観光PR、物販をする催しを開催をしております。またもう1つの事業、神楽継承サポート事業というのがございまして、神楽体験や神楽教室、子ども神楽大会支援などが行われ、神楽の日等での衣装の着つけ体験や本年、本町では、10月にございましたきたひろしま子ども神楽発表会にも支援をいただいております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 様々なイベントをされてますが、そういったイベントに参加された方からの反応や評価どのようなものがあるのか、もし情報が手元に届いてましたらお伝えいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 整理したものではございませんけれども、特に子ども神楽なんかは発表の場がなかなかない中で、そういったイベントを活用して発表の場を作っていたりとかいうことがございまして、大変喜んでいただいている状況でございます。それから神楽の後継者育成に関しては、見ていただいた方に神楽公演後に神楽衣装を着る体験をしていただいたりということで、そういったことを体験をしていただいて神楽に興味持っていただく、自分も舞ってみたい、参加したいというような思いを持たれたというふうな感想をお聞きはしております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 非常に良いと思いますので、続けていただけたらと思います。次の取組です。観光資源の共同開発、PRについてです。この内容は、圏域のさらなる魅力発信に向け、圏域内の地域資源を発掘し、結びつけるなど、地域の観光資源の開発や有効活用に取り組むと なっています。また、連携市町の役割として、圏域内の地域資源を発掘し、結びつけることなどに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。圏域内の地域資源の発掘とありますが、これまで発掘された地域資源はどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 先ほど質問がございました神楽につきましても地域資源として該当するというふうに思っております。また平成30年度におきまして、広島市安佐北区、安芸太田町、安芸高田市、北広島町の4市町で広島北部地域市町連携事業実行委員会を設立をいたしまして、登山に適した里山が多数点在している地域特性を生かして、共通の魅力として各市町5つの山を登頂していただくひろしま北里山キング認定制度により事業を行っている状況でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） その認定制度、今まで何人の方に認定されたとかありますか。なければ大丈夫です。はい。実績があればちょっと伺いたい。私ちょっと余り、その認定制度知らなかったの、認定制度どのような方が登録されたのかなと少し気になったので伺いました。後で大

丈夫です。次の取組を聞きます。また、それらを結びつけるということはありませんが、具体的にどのような取組を指すのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 結びつけるということでございますけれども、例えば、令和2年度、3年度に行われました神楽と広島市の市内電車を結びつけた神楽トランルージュと言うのを実施をされました。それが該当するのではないかと思います。内容につきましては、市内電車を特別に走らせて、広島駅から広島市内を走りながら、電車の中で北広島町産の野菜などを使ったコース料理を堪能していただいて、終点の原爆ドーム前で下車した後、広島県民文化センターで神楽鑑賞をすると言った企画が実施されております。先ほど申し上げましたように、現状なかなか地域資源を結びつけるという取組ができていない状況であります。引き続き協力して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） その令和2年、3年度に開催された神楽トランルージュ、評判はどうだったですか。また4年度、5年度とかはないように思われるんですが、その辺りはどうなっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） このトランルージュにつきましては、観光庁の交付金を使った実証実験というような形で実施されましたので、参加者の方の評判はなかなか良かったというふうには聞いてはおりますけれども、まだ事業としての実績というものはないような状況でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、次の取組を伺います。農業の担い手の確保についてです。この内容は、圏域内における農業の振興を図るため、新規就農者の募集や育成研修の実施、就農後の支援など、農業の担い手の確保に取り組むとなっております。また、連携市町の役割として、新規就農者の育成などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。新規就農者の育成状況は。また課題はどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 新規就農者の育成につきましては、それぞれの市町で独自制度がある場合はそれぞれ独自制度のほうを行っております。その中で本町におきましては、新規就農支援会議を設置いたしまして、新規就農者の募集、選考、認定研修生の研修期間中の指導、それからさらには就農時、就農後の指導、助言等を行いまして、新規就農者の確保と育成を図っているところでございます。この認定研修生の育成にあたりましては、研修企画委員会を設置いたしまして、町、JA、県農業技術指導所や農林水産事務所と連携しながら、研修プログラムの作成から研修の習熟度の検証まで、原則として2年間の研修を行っているところでございます。現在まで本制度を活用しまして13名が就農しておりまして、本年度におきましては、令和4年度から5年度の研修生が1名、それから令和5年度から6年度までの研修生が4名というふうな状況でございます。課題としましては、ハウス等の農業資材の高騰などによりまして、初期投資の費用が大きな負担になりますことから、補助事業の活用等によりまして費用削減の取組が必要な状況でございます。また農地の保全・活用、取り組むためには、やはり耕作面積の大きな水稻の生産に取り組む新規就農者を育成していく必要がありますけれども、経営ができる農

地集積が容易でないというふうな課題があるような状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、ご説明いただきましたが、農地集積が容易に行えないとありましたが、この原因はどのようなものがあるのでしょうか。また、それを解決していくために町がどのようなことを考えていけるのか、その辺りについても伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 施設園芸におきましては、面積が少なくてもハウスを例えば、ある程度経営できますけども、水稻の場合はやはり農地の集積、いわゆる15ha以上が1つの基準となりますけども、その面積は、また飛び地ではなくまとまった形でのところが必要になってきます。この対策としまして、やはり地域の中でしっかり話をしてもらって、今後の将来を見据えながら、やはりそういった若い人を入れて面積を集めていこうじゃないかというふうな機運をどういうふうにしていくかが重要であるというふうにご考えております。町としまして、この新規就農総合対策事業で稲作部門につきましてもモデル事業という形で取り組んでおります。1名の方は豊平地域で既に就農されておりますし、本年度におきましても豊平地域のほうで1名研修を行っておるところでございます。令和5年度から6年度2年間研修いたしまして、7年度からは新たに稲作部門の新規就農者が発生すると思っておりますので、こういった取組、モデル事業を各地域にも示しながら、そういった展開もしていければというふうにご考えておるところでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、次の取組をお伺いします。環境負荷の低減についてです。この内容は、圏域内における環境負荷の低減を推進するため、将来的な下水汚泥の広域的な処理の可能性の検討などに取り組むとなっております。また、連携市町の役割として、下水汚泥の広域的な処理の可能性の検討などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。下水汚泥の広域的な処理の可能性とあるが、どのような計画なんでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） これまで連携市町で構成する検討会が開催され、下水汚泥の広域的な処理を検討課題として協議してまいりましたが、現在は、県及び県内23市町で構成する広島県下水道事業広域化・共同化推進会議において、施設の広域化、維持管理の共同化等について協議している状況です。したがって、連携協約による検討会では各市町の下水汚泥の処分方法や年間処分量、処分費等の情報共有の場となっております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 広島県下水道事業広域化・共同化推進会議において施設の広域化、維持管理の共同化について議論されているとお答えいただきましたが、人口減少などにより施設の維持管理も難しくなると予想されますが、将来的にそういった話の中で共同化に向けた流れになると捉えて良いのでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 現在、広島県の下水道事業広域化・共同化推進会議の中では、施設の広域化、維持管理の共同化、危機管理の共有化、執行体制の共有化の4項目について検討を行っているところでございます。施設の広域化につきましては、汚泥燃料化施設の共同設置について研究していたところですが、共同設置のほうは見送りとなっておりますが、引き

続き新たな汚泥処理方法の情報の収集とかの取組の検討をするようになっております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 少子高齢化や人口減少、働き手の不足などにより、多くの自治体が課題を抱えています。ここ北広島町においても例外ではなく、課題を共有する市町と連携し、協力し、圏域内で各市町の特徴を生かしながら課題に取り組んでいく必要があると思います。そこで最後に町長に質問します。今回質問を行った2、高次の都市機能の集積・強化及び3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の（1）生活機能の強化を実行していく上で、現時点において足りない点はあるでしょうか。また、取組に向けて力を入れていくことは何でしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 協定内の各施策を実行していく上で足りない点としては、財源不足、人材不足などの課題がありますが、企業版ふるさと納税など自主財源の確保、きたひろ学び塾などの実施による人材育成に努めているところであります。圏域及び本町の目指す将来像の実現に向け、まずはこうした本町における取組、各種施策を進めていき、その上で、圏域内の市町とさらなる連携を深めることが圏域内市町相互の発展につながるものと考えています。大局的に各市町などと連携していくことは今後ますます重要になってくると考えております。連携という言葉が大きなキーワードの一つとしてあると考えております。広島市を中心とする広域圏での取組や広島県を中心とする取組や民間連携などメリットが大きいもの、実現性があるものから実行に移してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） そうですね、他の自治体との競争等もよく言われますが、やはりこの人口減少の中では、大事なのはお互い協力することだと思います。せっかくこういった協約ありますので、いかせていただいて、お互い発展できるよう願いまして、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで、服部議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。午後1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 50分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。その前に答弁漏れがありますので、商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 午前中の服部議員のご質問でお答えできなかったことがありましたので、お答えをさせていただきます。広島北部地域市町連携事業で行っておりますひろしま北里山キング認定制度の実績でございますが、平成30年度から開始をいたしまして、令和3年度にはパートⅡという、また違う5山、各市町5山ずつの登山をしていただいた方を認定する制度も併せまして、パートⅠのほうでは現在351人、パートⅡのほうでは199人の認定を

させていただきます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 1番、亀岡議員の発言を許します。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。今回は、森林に対する行政施策を問うというテーマで質問いたします。ここ最近、コロナウイルスであるとか、それからコロナウイルスによるパンデミック、またウクライナ紛争から始まった国際情勢の急激な変化ということが私たちの身の回りに降りかかってきている状況であると言えると思います。さらに地球温暖化によると思われる自然環境の変化、そういったものが様々な気候変動を起こしているということも考えられています。そういう中で、身近な私たちの生活の中に従来の化石燃料を中心とするエネルギーや様々な資材の価格高騰、また食料品に至るまで非常に物価が上がっているというような状況があります。かねてから世界的に叫ばれてきた脱炭素の流れというものがここに来てさらに声高に言われていると思われませんが、そういう流れの中で、ゼロカーボンタウン宣言を我が北広島町としてもやりました。その取組に対して、今、言ったような状況は、ある意味ピンチをチャンスに変えるというような意味合いで追い風が吹いてきたというふうな捉え方もできるのではないかと。そういう意味合いから、今、町としてやろうとしている様々な取組がありますけども、その中で、特に今回また森林に関する施策について、エネルギーの地産地消に関係した木質バイオマスの利活用などを含むという意味も込めて、森林全体に対する施策について考えてみたいと思います。ちょっと質問本題に入る前に、2006年の7月24日付の中国新聞の社説の一節であります、ちょっと読んでみます。広島県内の中山間地域では、戦後10年前後からスギやヒノキを植林してきた。ところが木材の輸入自由化に伴い、国産材の価格は3分の1に暴落。出荷すれば赤字が出るのが実情である。経営意欲は減退し、放置林が増えて、加えて高齢化、後継者難、都市部への移転による所有者の不在化が追い打ちをかけ、山の荒廃は、目を覆うばかりだというようなことが書かれてあります。その中に、さらに森林は、緑の社会資本と呼ばれていると。木材生産のほか生態系の保全、二酸化炭素吸収による地球温暖化の緩和、土砂災害防止、水源涵養などに大きな役割を果たしているからだというようなことが書いてあります。これ、振り返れば17年前の話であります、これが今もってやはり同じようなことが言われている状況にあるのではないかとというふうに思うんですけども、これを今の大きな世界的な変化の中で、これを捉えて大きく前に向かって進めていくことが何かできるんじゃないかなというところから質問に入らせていただきます。最初の質問でありますけれども、改めて北広島町の森林の状況、土地分布を含めてどうなってるかというのを見てみたいと思います。数字の部分については、前もって農林課のほうにお尋ねしていただきましたので、それを私がグラフにしてみました。まずは、北広島町の土地分布についてのグラフです。皆様のお手元に資料ということで配付してあります最初の資料です。北広島町の面積全体では、646km<sup>2</sup>、6万4600haある中で、森林全体の面積が5万3500ha、これざっくり83%が森林であるということが言えます。これはよく話に出てきます。そのうちの国有林、あるいは町有林がどうなっているかと言うと、このグラフに書いてあるように、北広島町の面積全体の中の2%が国有林で、8%が町有林であると。それ以外73%に当たる部分が町有林を除いた民有林であるというふうに言えます。これだけ多くの森林資源を持っているということがあるわけでありまして、その中で、その森林資源の内訳が人工林と天然林と大きく分けるとどういうふうになっているかと言うのが2つ目のグラフです。森林資源全体の約40%に当たる面積が人工林で占められています。残りの約60%が天然林であると。



大きくはこういうふうに分けられました。さらにこの人工林でありますけども、人工林は、主にその針葉樹であるということは分かりますが、60%を占めている天然林の中の針葉樹と広葉樹の割合というものが分かればお聞きしてみたいのですが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） もし分からないのであれば、また、確認していただきたいと思いますが、以前に私がどこかの資料で見たもので言えば、天然林のうちの針葉樹が25という数字に対して広葉樹林が35という、そのぐらいの割合ではないかなというふうに思います。これ自体そんなに大きな問題ではないので、先に進みます。出していただいた数字からはそういうところがあります。この町内の森林から算出される木材の量、これについてお聞きしてみたいのですが、どのくらい量としてあるのか。そのうち用材として出されるものとか、木質バイオマスのようなそういう活用できるものといった用途別の割合というものがどういうふうになっているかについてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林資源の蓄積量でございますけども、蓄積量につきましては、1203万 $\text{m}^3$ でございます。そのうち用材として利用可能な人工林につきましては、614万 $\text{m}^3$ で、その他の利用可能な天然林は、589万 $\text{m}^3$ でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今、答弁いただきました蓄積量でありますけれども、全体としては約1200万 $\text{m}^3$ という、その数字、余り私たちのふだんの生活に出てこない話なんで、よく分かりにくいんですが、それだけの木材の森林資源としての蓄積量があるという、その蓄積量というのは何をもってこういうふうに表示しているのか、その意味合いについて説明していただければありがたいのですが、どうでしょう。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 蓄積量につきましては、森林量を基にその木の樹齢でありますとか、そういうものに基づいて算出しております。計算式につきましては、少し複雑でございますので省略させてもらいたいと思います。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そういうふうに農林課として、町として把握しているデータがあると、そういうことですよ。今、これをお聞きした森林資源の量というものが、後でまた出てきますこれを活用する際の重要な要素になってくる、この数字がどのぐらい、この蓄積量というものがどのぐらいあるのかというのが大きく関係してくると思いますので、こういったところを把握しておくことは大切なんではないかなというふうに思いまして聞かせていただきました。森林に関する行政としての取組についてですけども、これまで北広島町としてやってきた森林の保全、あるいは活用に対する主な行政施策というものはどういうものが挙げられるか。また、現状の課題に照らして森林に対する新たな施策を打つとすればどのようなものが考えられるか、これについてお尋ねします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） これまでの主な施策としましては、まず1つ目としまして、森林の機能再生事業でございます。これは、適切な管理が行われずに荒廃した森林の公益的機能を再生するため実施する森林整備等森林経営管理意向調査をしながら行っておるところでございます。

それから2つ目としまして、林道、作業道の整備でございますけども、これにつきましては、近年の集中豪雨等で林道や森林管理道の路面の流出の被害が多く発生しまして通行が困難になっていることから、路面の補修等の整備を行っておるところでございます。それから3つ目としまして、木材生産・公有林整備でございますけども、これは公有林整備及び素材生産に関連した事業を実施しております。具体的には公有林の間伐施業につきましては、未施業の町有直営林の間伐の実施、それから素材生産販売委託につきましては、町有林の利用間伐に伴います間伐材の出荷委託、それから造林事業補助につきましては、町単独事業としまして人工林伐採、再生林の経費の補てんなどがあります。また新たな施策としまして、今年度より森林の新たな価値創造事業としまして、新たな森林資源活用ビジョンづくりにも取り組んでいる状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 主な施策として大きく3つ挙げていただいたと思いますが、1つは森林整備等の森林経営管理意向調査、これ最近活発にやられている調査であると思います。それから2つ目が集中豪雨等の被害が出たところの路面補修であるとか、あるいは公有林整備及び素材生産に関連した事業と、こういう内容を述べていただきましたけども、これまでやってきた主な内容として、最後に説明された新たな森林資源活用ビジョンづくりということなんですけども、これ今年度の事業としてやられているということは以前に説明を聞いておりますが、この森林の新たな価値創造事業として今年度取り組んでいる内容を、これは、ビジョンづくりに取り組んでいるということですが、その結果的なものについての取りまとめ、あるいはそれ以降の取組といったところのスケジュール的なものをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この新たな森林資源活用ビジョンでございますけれども、先ほど議員が申されましたように、北広島町約83%が森林を占めている状況でございます。この森林には、先ほど話がありましたように生物多様性でありますとか、新産業等の創出のポテンシャルがある状況でございます。現在におきましては、この森林の施業的な計画、間伐をこうしていくとか、こういった計画等はございますけども、森林の先ほど言いましたような魅力を引き出すようなビジョン、全体計画がない状況でございます。このため、本年度この作成に取り組んでおりますけども、まずは現状把握、課題分析、それから課題解決策に向けての検討を行いまして、本町の将来像のビジョンを策定する計画としております。その中で、新たな森林のふれあいの場所でありますとか、新たな資源活用等についても検討していきたいと考えておりますけども、現在は、林業、木材産業関係者等の意見聴取を行いまして、現状把握、課題分析を行いました。そのものにつきまして現在、整理をしている状況でございます。また年が明けまして、この課題整理を行いながら、その課題の解決に向けて、どうして取り組んでいくべきかを検討会を開催いたしまして、年度内には新たな森林資源活用ビジョンを作成していきたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 年度内に森林資源活用ビジョンと言ったものを出してこられるということで、それをもって、また来年度以降の事業につなげていくということですね。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） このビジョンを本年度年度末までに作成をいたしまして、その具体的

な行動計画、アクションプラン的なものにつきましては、来年度に作成しながら、この施策を具体的に進めていく計画しております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 先ほどの答弁の中で、森林に関する施業的なことについてはという話がありましたが、これはもう既に平成31年から10年計画でやっている北広島町森林整備計画と言う、これに相当するということによろしいですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） はい。この北広島町森林整備計画の中で森林整備の基本方針でありますとか、森林整備の基本的な考え方、森林施業の推進方法定めて、施業につきましては、これを基本にしながら、各地域の実情に合わせながら取組を進めておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） でありますから、先ほどの、今年度取り組んでおられるビジョンづくりというものも多少はこれに関係してくるのかなというふうに思うんですが、その辺の関係性をもって森林整備計画に反映する、あるいは変更をかけるというようなことがあるのかどうかちょっとお伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 当然、先ほど言いました北広島町森林整備計画とも連動しながら取り組んでいきたいと思っております。この整備計画にないものにつきましては、新たな森林資源活用ビジョンの中でしっかり検討していきながら森林の有効活用等につきましては、こちらのビジョンのほうでしっかり作り上げていければというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 農林課長が答弁された中にもありましたように、森林の持っているポテンシャルというものを、今、大いに見直すべきときじゃないかなというふうに思っております。次の質問でありますけども、こうした森林に関するある一面を切り取ってみれば、エネルギーという観点から捉えることもできるというふうに思うわけでありますけども、今後、そのエネルギーの地産地消といった内容で、町内の新たな木質バイオマスの利活用といったものを、今、取り組んでいるカーボンニュートラルの観点からどのように町として考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議員ご指摘のとおり、本町では、昨年ゼロカーボンタウン宣言を行い、北広島町地球温暖化対策実行計画、北広島町ゼロカーボンタウン推進計画を策定いたしました。森林は、その成長過程で大気中の二酸化炭素を吸収するため、その計画の中では、森林の適切な管理を行い、木質バイオマスを化石燃料の代替として積極的に活用する方針としております。これまで芸北オークガーデンへの薪ボイラーの導入のほか、家庭用薪ストーブ等の導入に対して補助事業を実施してきたところですが、今年度から、国の交付金を活用した北広島町ゼロカーボンタウン推進加速化事業において、積極的に木質ボイラーや薪ストーブを導入していただくため補助額を増額したところです。また新たな木質バイオマスの利活用については、熱利用の他に小規模な発電設備の導入等を今後模索してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今、最後のほうで出てきた木質バイオマスの利活用として、小規模な発電設

備の導入という話がありましたけれども、これは、具体的にどういうものをイメージされてるかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 小規模な木質バイオマス発電設備につきましては、木質バイオマスを燃料として発電する方法にはいくつか種類がありますが、ここでは木質バイオマスを高温で加熱して可燃性ガスを発生させ、ガスエンジンにより発電する小規模な設備を指します。これを町内のある程度規模の大きな公共施設ですとか工場や事業所などに大きな電力需給が見込まれる施設の自家消費をメインとしたものに導入することを想定しております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） それがゼロカーボンに資するということであろうと思いますけれども、言われた発電というのがバイオマスガス化発電ということであろうと思いますが、それでよろしいですよ。はい。その時にその規模によっては、その地域の木材、森林資源がそれを賄う、その発電を賄うのに十分な燃料としての木材チップであるとか端材であるとか、そういったものを供給できるかどうかということろがしっかりと見極めしていかないといけないというふうに思うんですが、このところ、そういう発電を結構いろんな所で取組をされてて、燃料の調達に少し窮しているというようなことも聞いたりするんですが、その辺のところは大丈夫なんでしょうか、お尋ねしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議員ご指摘のとおり、木材チップにつきましてはの供給について課題があるとは思っております。今、考えております小型の発電設備につきましては、1台当たり40kwの発電量力になりますけれども、年間500tのチップを要するものと、1台当たり年間約500tのチップが必要となっておりますので、そちらのものが供給できるような体制というものが必要だとは思っております。この間の聞き取りでは、年間、町内でチップとしては、2万tぐらいはあるということなんですけれども、そちらのほうは全部、製紙会社のほうに回っておりますので、そのうちの一部をいくらかでも供給していただければとは考えておるところです。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） その辺のところは、先ほど農林課長に答弁していただいた森林資源の蓄積量といったところの把握に関係してくると思いますので、こういったところを見ながらやっていく必要はあるんだろうなというふうに思いますが、いずれにしても森林の新たな活用方法として1つの方法、有効な手段ではないかと思えますし、さらに様々な取組を今、やられている価値創造事業と言う、そのビジョンづくりの中でまた取り上げられるんだろうというふうに期待しております。そういった森林資源を活用していく上で、先ほどの質問の中に課題に照らしてどうかという聞き方をしたんですが、一つの課題として、山から木を切り出してくるという部分の人手、人手不足ということをよく聞くんでありますが、その辺の捉え方を町としてどんなふうに捉えているか、お聞きしてみたいと思います。先ほどの質問の関連です。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林に関わる人材が不足しているという質問だと思うんですが、現在、そういった課題は認識しております。一つには、まず木材価格が下落している関係もありまして、昔は、山で木を切って生活されてる方もありましたけれども、現在は、そういった林業

事業者が少なくなっている状況もあります。また併せまして、伐採等の森林施業班のほうも、かなり昔に比べれば減っているということも森林組合等から聞いている状況でございます。これは、やはり伐採等に危険が伴ったりしますので、そういったこともありまして、なかなか従事者の確保ができないというふうなお話も聞いておる状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そういう人材の確保という点については、様々な分野でこれから問題になってくることではありますけれども、林業に関わる人材の確保という観点から、一つその方策として、これを学生の時代から育てていくという方法が考えられるのではないかなど。例えば、林業学校というものを考えてみるとか、あるいは既存の学校に林業科を設けるとか、そういった発想、そういった考え方もあるのではないかというふうに思うんですが、このことについて町としての思いがありましたら、お伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 林業に即つながらる林業学校の設立や学校への働きは、現在、町としては実施しておりません。しかしながら地域づくり、担い手育成として行われております学び塾のチェーンソー講座には多数の方が参加されまして、森林に関心がある方が増えつつある状況でもございます。次年度につきましては、林業独自で間伐、伐採などの講習会を行うように準備をしてるところでございます。また、今年度より取り組んでおります森林の新たな価値創造事業の北広島町新たな森林活用ビジョン策定におきましては、検討委員としまして、加計高等学校芸北分校の生徒が3名参加いたしまして、森林のあるべき姿、森林との関わり方についての意見をいただいている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 学び塾で取り上げていただいたりとか、あるいはビジョン策定に対して高校生の方にも参加していただいているとかいうところは大いに期待はするところではありますが、一番冒頭に新聞の社説で話をさせていただきましたように、今までこういうことを取り組まないといけないということは言われながら、実態なかなか進んでないという状況があって、しかも森林については、100年先とか、あるいはもっと長いスパンで先を見て取り組んでいくことを今、始めないといけないというふうなことをすごく思うんでありますけれども、そういう意味から、もっと根本的なところで専門家をこの町で育てて、この町の森林をいかしていくという、そういったところ、そういった考え方というものをもう少し考えてみてはどうかという話であります。もう少し切り込んで答弁していただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 少し先ほどともかぶりますけれども、農林課としましては、林業学校等につきましては今のところ考えてない状況でございますけれども、まずはチェーンソー講座、あるいは間伐、伐採などの講習会を行いまして、森林に関心する人を1人でも増やしていきたいというふうに考えております。そういった取組を行いながら、人材育成、確保にまずは取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 町でありますから、町立の学校でということではないわけでありまして、林業学校だとか、あるいは高校の林業科とかいったものについては、もっと県だとか国だとか、そういった話になってくるのは分かっておりますが、そういうところに対する教育という観点

から、町が意識を持っていくと。何かそこに関連して町として考えていこうというような思いについてあればお伺いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 本町にとって林業も大切な産業の一つであるというふうには思っていますが、たちまち林業の学校を作るといふ、できればそれにこしたことはないと思うんですが、なかなかリサーチ等する中では難しいんじゃないかというような気はしております。ただ、そういった関心を持ってもらう、ある程度の教育をしていくということは必要じゃないかというふうに思いますけども、その方法等については、なかなかすぐに効果が出るというのは難しいかなというふうには思いますが、研究はしてみるべきではないかというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） なかなか簡単にいく話ではないので、今回は、この話については、静かな水面に小石を投げて波紋を、小石を投げてみたというくらいのところかもしれませんが、やはりこれだけ広い北広島町の、これだけたくさんある森林資源を生かしていくという、これからの時代を考えていけば、そういったところも大分先のことを見ながら考えていくということは必要ではないかなというふうに思いますので、そのことを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（湊俊文） これで亀岡議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。13時50分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 39分 休憩

午後 1時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。8番、梅尾議員の発言を許します。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。2点について質問をしたいというふうに思います。まず、1問目でございますが、可動堰調査後の流れはということであります。一般的に可動堰と言うのは、ファブリダムとか、あるいは風船ダムと言われるものであります。この可動堰と言うのは、今、この町内に19か所ありますけれども、この5月から10月までに17か所の現地調査を町と土改連、広島県のそういう専門のところが広島県土地改良事業団連合会と言うのがそれぞれの井堰を回って調査をして、またそれぞれの関係者の方たちの意見を十分に聞かれたということだというふうに思っております。実は私もずっとこの可動堰については一般質問をその都度続けていますので、私は私の責任として17か所の井堰全てを回らせていただいて状況聞き、地元の方たちがどのようなことを思いながら田んぼに水を引いておられるのかということをつぶさにお聞きをしたところでございます。その井堰の関係者の方たちの一様のご意見は、高価な施設を自分たちが修復をせにやらんという費用を見るということに非常にその危機感と言いますか、恐ろしさと言いますか、なしてせにやいけんのんかいのという

思いを深く持っておられます。1級河川の志路原川であったり、冠川であったり、江の川であったりという所で、幅が20m、あるいは50mに近い川の中にある構造物を何割かわしらが負担せにゃいけんというのはちょっと酷ではないですかというふうな、どの井堰を見ても同じように言われたわけであります。そこで、9月の議会で質問をしましたがけれども、広島県の中に庄原市と言う市があるわけです。その市の中を流れている西城川、合併前の西城町でありますけれども、西城川に栗井堰と言う、ここにある風船ダムやファブリダムと同じようなゴム引きの布製の起伏堰があるんですね。それを9月にお聞きをしました。そのことをもう一度、文書にしてなかったということもあるんで、今回は文書で通告をしたわけでありますけれども、西城町時代に、昭和で言えば57年、西暦で1982年であります。41年経過をしている井堰であります、その栗井堰が当時協定書によって施設の修理、復旧ということに関わって、長期使用するため生ずる老朽及び水害その他による施設の破損、決壊等が生じた場合は、事前に甲乙、甲乙というのは町と、それから水利権者というふうになると思いますけれども、それが事前に甲乙協議の上、甲の責任において速やかに修復するものとするという協定書が交わされているわけです。その当時は、先ほども言いましたように西城町でありますから、西城町が見ますよということの協定書の締結であります。それは現在、どのようなことになっているかと言いますと、この栗井堰、栗頭首工と言われてはいますが、栗頭首工改修工事は、これは9月の時にも答弁ではっきり農業、水路等長寿命化・防災減災事業として2021年から2023年度総事業費5億5000万円で行っているものであります。SR合成起伏堰を採用し、河床幅が30m、その風船の高さが2mという規模であります。それを5億5000万円で工事をするということでもあります。9月議会の答弁の中で、栗井堰の総事業費に対する負担割合を5億5000万円の総額の負担割合が、国が55%、県が15%、残りの30%を庄原市と受益者が負担すると答弁をされました。そこで30%の内訳を再度お聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 30%の内訳ですが、合併前の西城町と地元との協定に基づき、全額庄原市が負担されております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） そうなんです。北広島町で、これまで私は、可動堰の話をずうっとしてきました。本当に水利権者、譲渡を受けたという水利権者が総事業費の20%を負担するというのは、そりゃ無理な話じゃないですか。現実的に無理なんですけれども、それが今、この県内においてある事業を使って、42年ぐらいたった井堰を新たにする場合に水利権者の負担はないということが過去の協定書の中にうたっているから、受益者の方は負担しなくても良いですよということです。私は9月の段階で、そのことを既に知っておりましたが、私が言うんじゃないくて、やはり行政のほうで調査をされてお聞きしたいということで、今回そういうふうな再質問という形になりましたけれども、させていただいたということでもあります。そして、今の協定書を基にして、これまで42年間ぐら栗井堰の中での流れは、過去に5回ぐらいポンプ室を改修をしたり修理をしたり修繕をしたり、あるいは井堰自体を本体修繕工事というのも行ってきました。過去に5回ぐらい行ってきたわけですけども、トータル的に1300万円ぐらい要ったわけでありますが、それも当然水利権者が負担をするということにはなっていません。この協定書を結んだ時は43年前でありますけれども、その時は、広島県が1級河川に施主として工

事をするということが行われて、その時に県から西城町に管理費として1050万円、県から町に支払われました。その協定の後には、今度は町から水利権者のほうに管理費として、同じ額の1050万円がはら通しで水利権者のほうに流れてきたということでもあります。そのようなことから考えると、皆さんも考えてもらえば良いんですけども、今、この北広島の中で風船ダムがパンクをして空気が漏れて、空気を入れてもすぐに風船が潰れてしまうという状況が、今あるのは、石井谷にあります巧屋井堰、あるいは今田にあります黒坂井堰、そのいずれもが時代が同じなんです。今から42年、43年前、41年前なんです。ピタッと合致するんです。その施主はいずれも広島県なんです。1級河川なんです。その時に西城町は、それなりの取組をされて、受益者負担がないよ、水利権者のほうの負担はないよというふうにされた流れが今もあるわけです。ですから5億5000万円かかっても水利権者の方に負担をしていただくということはないわけです。先ほど言いました北広島町にある19の井堰について、これまでずっと言ってきましたけども、その19のうちの17の井堰は、先ほど一緒に回りましたというふうにお伝えをしましたけども、あとの2つの井堰はもう個別に対応されているということをお聞きしておりますから、それぞれの井堰の全て、19の井堰については、町も関わりがございまして、土改連のほうもよく理解をしてもらっているということであろうと思います。来年の春、この井堰が、今の巧屋井堰、あるいは黒坂井堰は、今も巧屋井堰は、護岸の工事をしているということもありますが、風船を膨らませてもすぐに潰れていますから、膨らまさんのです。膨らまして、すぐ潰れると同じことではありますが、電気代が要るだけありますから、他に方法はないのですかと言うて、役場のほうも協議、相談をされて、「ほいじゃちょっとポンプでも据えてみますか」というような話も聞かれたり、相談を受けたりしたそうではありますが、それも1億円までは要りませんが、ポンプ代もかなりの費用がかかるということでもあります。状況が今、お分かりいただいたと思いますし、このライブ放送を聞いておられて、本当に井堰を管理しておられる方は、もういいかげんに良い方向にいかんのかいのかということと、それから今、それぞれの土改連、町が見て回ってくれたことについて、どのような方法で自分たちの農地に水が、用水が乗って当たり前で水稲が作れるようになるのだろうかという不安は、この冬も悩んでおられると思います。「秋も早物が終わったけども、遅物やあるいは飼料米もあるけ水止めるわけにはいかないので」と言うて、本当に辛苦をしておられたというのもよく存じております。そこで、今、栗井堰の話は栗井堰の話として言いましたけれども、その言ってみれば、物事の流れということの違いは、確かに今、北広島との違いはありますけれども、そう言うても、新しく水を入れるためにどういう施設を取り入れるか、あるいは、他の井堰とどういうふうな手を組み合せて一つの水を3か所に、あるいは3か所に分けて用水路を造って農業が進められるようになるのかということもお考えのはずであります。そこで、これから先の状況、スケジュールも含めて、経費も含めてどのようなお考えをお持ちなのかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 今後のスケジュールですけども、原則、統合を含めた選択肢をいくつか提案することになります。広島県土地改良事業団体連合会の診断結果資料を年内に受領する予定のため、その後、町で調査した後、令和6年3月末まで頃に各施設管理者にご報告する予定でございます。内容については、他の井堰との可能性のある統合案等の情報も含めて一律同時期にご報告できればと思っております。以上でございます。



○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） かなりの井堰の数でありますし、北広島には、他の所と比べてかなりそういうファブリダム系の可動堰が多いというのも承知をしておるんですが、今、来年の3月までに各施設に状況の報告等をする。一斉にしたいということでありました。仮に一斉にさせていただいても、それぞれの井堰の関係者たちがまたお集まりをいただいて協議をして、その協議した内容をまた突き合わせをするということになるんだらうというふうに思いますが、そういう段階で良いということでありましようか、お聞きをしてみます。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 全体の流れとしては、先ほど申したとおりでございますけども、個別協議に関しては、一昨日も施設管理者の方からご提案いただいた頭首工がございます。その件に関しては、提案していただいたばかりですので、現在、課のほうで検討中でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） そう言えば昨日、多面的な関係の協議が行われているのかなという部屋があったような気がするんで、そのようなことなのかなというふうに思いますが、今、多面的な関係とそれから中山間地の関係、農林課も含めてこういうことについては協議、あるいは事業に乗ることができますよというふうなことも、あえて農林課長もお伝えになったような気がしますが、今日のところの答弁にはそういうふうな、何ら変わったことがないけ、お話がないということなのかなと思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 建設課の担当者からは、こういった状況であるということは、いろんな各井堰ごとの営農の状況でございますとか、水利の状況、その範囲等は聞いておるところでございます。その中で農林課としましては、農業振興地域内にある農地につきましては、先ほど言われました中山間、あるいは多面的交付金の活用について建設課の担当者ともいろいろ協議をしている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 一方的に言いましたから、かなりの時間を費やしたわけでありましたが、もう1問あるということもあるんでありますが、9月の議会の中での質問で、水利権者の負担の軽減に向けて、あらゆる可能性の中で研究したいという答弁があったわけですが、今の段階でどのような可能性の中で研究がされているのだろうかというのはいずれお聞きしてみたいと思います。いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 基本的には先ほども申しましたように、施設の統廃合等により、施設数の減により負担軽減を図る方向が中心となりますが、事業によっては、スマート農業の推進による作業負担の軽減等併せ、高収益化なども踏まえて複合的に負担軽減図られるよう、関係機関とも連携し、今後も引き続き研究をしてまいります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 分かりました。来年の3月頃にそれぞれの頭首工と言いますか、井堰のほうに、こういう考えはいかがですかということをご提案をされるということだらうと思いますが、やり取りをするのに物すごく迅速に物事が進めば良いわけですが、5月の田植に間に合わんというようなスケジュールじゃ困るんですが、今の3月が2月ぐらいにというようなことの考え

はないですか。いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほどの答弁の中でもお答えしたように、個別の協議も進めているところもございます。基本的には統一したスケジュールを申し述べた程度であって、個別の対応をしないというわけではございません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） それでは個別の対応ということで、急がにゃいけんよという所の団体等については、またそれなりのスピード感を持って進めてもらえるんだらうというふうに思いますので、一応この可動堰の分については、また様子を見ながら、来年に回して質問させていただくというところに落ち着かさせていただきたいというふうに思いながら、2問目に移りたいと思います。2問目は、定住増への課題と成果、午前中にも定住移住というふうなことでの質問がございましたけれども、それは空き家とかのことが主でございましたが、私は逆に、空き家じゃなくて、私が住んでる所が割と人口がそれなりにあって、民間の住宅、あるいは戸建ての家が連立しておるといような状況の中で、定住が図られるという条件があるんで、どういうふうに取り組がされよるかなということをお聞きするために質問を組み立ててみました。まず、全国の市町で少子高齢化の流れが衰えることはありませんけれども、とは言ってもいろいろな工夫を凝らしながら、人口減の対策に取り組み、減少を食い止めている自治体もあると聞いております。しかし、絶対数が減っているんで、いくら頑張っても効果が見られないことも当然起こり得るわけでありまして。一生懸命頑張ったら、他の所へ行こうかなと思った人間がこっちに移ったよという結果になっただけということもあるかもしれませんけれども、そこら辺は、国家の取組によってどうなるか分かりませんが、そこで以前、一般質問でお聞きしたことがあるんで、かなり古いことをお聞きするかもしれませんけれども、町内の人口動態で、2015年でございますけれども、その時にお聞きした時には、昼間の人口と夜の人口、他の市町から工業団地等にお勤めに来られて、昼間の人口は何人程度だけでも、また夜になったら、他の市町にお帰りになるんで人口が減りますよというのを国勢調査の数字でお示しをいただいたんですけど、その時が2100人ぐらい昼間の人口が多いというふうに私は記憶をしております。現在は、同じような捉え方をするとすれば、何人がどうなのかなというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 今、ちょっと手持ちに資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 多分、今では2100人じゃなくて、千何人台なのかなというふうに思ってみたりしますが、それは後で数字を聞くにしても。それで、その時にいろいろとお話を聞いたのは、会社のほうに担当の方たちが出向いて、従業員さんに定住をしてもらうためのいろいろな協力をお願いしてみたり、町の方針をお話してみたりということがあったわけでありまして。企業内に行ってからメールマガジンとかいうふうなこともあったというふうに聞いているわけでありまして、その時にもやっぱり人数は増えてこなかったという結果だろうと思います。私は、質問の2番の中に入れてはいますが、昼間の人口で、夕方になったら帰って行かれる方たちについて北広島町に移り住んでいただければ、本人さんも朝早く起きてから通勤に時間を

費やすようなことはなくなるということもありますし、町としても、人数が多くなって町が潤う、町県民税が入ってくる、あるいは固定資産税が、戸建ての家を造られれば固定資産税も入るでしょうし、軽自動車税は、市町の税金ですから、軽自動車でも乗っていただければ軽自動車税も入るといふように町も良くなってくる。会社で見ても、ひよっとすれば、賃貸の住宅へ住んでおられたら住宅手当を支給せにゃいけん、あるいは、通勤をするのに通勤手当も企業がそれなりに支給せにゃいけんということになっておるはずでありますから、そこら辺も助かるんじゃないか。企業にとっても助かるんじゃないかな。交通事情を見た時に、国道を右から左へ横断しようと思っても交通量が多過ぎて、朝は上がって来てるのが多過ぎて、あるいは下つても多いかもしれませんが、すぐ真向かいなのに出入りができんというようなことをお聞きをしています。どがあにして、これを渡ろうかと思ったり、車出そうかと思ったりすれば、ちょっと遠いが信号機のある所まで行って、その信号が変わるのを待ってから反対方向へ走る分の車の車線に乗るんだというの聞くわけです。そういうことも考えれば、個人も、町も、企業も、その地域に住んでいる町の人たちの安全も考えたら、それこそやりようによっては非常にスムーズに総取りとして、全部良いことになりゃせんのかいと思うんです。この間、何年か前に答えていただいたようなことが、コロナがあっただけできんかったと言われりゃそれなんですけども、状況がどうなのかということと、今後、今、私が言うたようなことを実践できるというふうに思われるかどうかということ、またトータル的にもお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 以前、お答えをした状況の中で、町内企業にメールマガジンを送ったりとか、あと定住に対するアンケートをしたりとかということ実情の把握とかいうことをさせていただいておりますが、現在は、そういったアンケート等の取組はしていません。ただ、高校生の企業見学などで、町内企業への就職あっせんというような形の取組をさせていただいたりしております。また、「町内にお住みになりませんか」というようなポスターを企業内の休憩所や食堂などに掲示をしていただくというような取組も併せて行っております。ただ現在、定住者が増えているかどうかということについては把握はできておりません。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議員おっしゃるように、勤務地に住居を構えることというのは、生活サイクルの観点からも多方面に様々なメリットがもたらされるというふうに考えております。町の定住サポートにつきましては、Uターン奨励金制度、空き家活用定住促進事業補助制度、空き家情報バンクなどに取り組んでおり、地域の活性化、より良い住環境の助けとなるよう施策を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私が言ったことを理解をさせていただいているというふうに思うんですが、理解をしてもうたら、何ができるんかいの、どこからできるんかいのということを少しずつ進めていくと。いろいろな計画案みたいなものも作っておられるというふうには思いますが、その計画案どおりにいくかどうかは分かりませんが、言うてみれば、昼間の人口が多いということで来てはおられるわけですから、あとは、例えば、ショッピングの問題であるとか、病院の問題であるとか、教育の問題であるとかというところの改善、あるいは中身を濃くしていくということもあるんでしょうが、そういうことも一つ一つ丁寧に小さい意見も吸い上げてみたり

しながら、できる方法がありませんかと思うんですね。そこら辺を何らかの方法で、これまでではできなかったけども、ここから先は、何とか取り組むようなことを、この場でおっしゃるといのは難しいかも分かりませんが、管理職がいろいろと集まって調整会議等されよるんだらうというふうに思うんで、そこの中で総合的に1つの課だけじゃなくて、まちづくりの課だけじゃなくて、いろいろなところが工夫を凝らしながら、せつかく昼間の人口がこれだけ多いんなら、例えば、2000人多いんなら、その半分は無理にしても何ぼかはとどまってもらいたいよのというようなことが、もちろん空き家バンクに登録してきてもらうというのももちろん1つの方法ですが、それよりももっと速くて、それこそ若い人に移住、居住をしてもらうことができるんじゃないかなというふうに思うんですが、そここのところで、これから先、調整会議等で、じゃあ提案をしてみますというふうに言われるのかどうかお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 定住に向けての取組でありますけども、今、議論になってます通勤者の方への対応、数字的には今、話がありましたように、昼間人口が2000人多いと。出て行くことを考えると、もっと多くの方が通勤されているというふうな状況であります。このことについて、以前、町内の企業に通勤されてる方にアンケートを何回か取ったことがあります。その中で、こちらに住んでもらいたいけども、住めない理由と言いますか、障害になってるものは何かと聞いた時に、多かったのが、遊ぶ場が少ないであるとか、先ほどお話がありました買物のところ、そういうふうな環境がそろってないというふうなのが大きな理由として挙がってありました。ここら辺を解消していくのは非常に難しいと言いますか、大きな課題となりますので、これは当然民間の方にも、民間にも協力しながらそこら辺の環境整備をしていく必要がありますけども、今、ありました教育でありますとか行政ができる部分については、今、子育て環境の整備を環境の大きな施策によって進めていこうとか、地道なことではありますが、そういうことを進めてきている部分があります。とにかく複合的な理由でこちらに住まわれない、あるいは一時的な通勤なんで定住というところまで考えてないというようなことがありますので、今の教育でありますとか商業的な部分でありますとか、定住施策、住まいのことですとか、そこら辺は民間と協力しながら、行政はできることはできることを進めていきたいというふうに思ってますし、そういうような形で進めてきているところはあります。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 割と広い範囲で答弁をさせていただいたというふうに思います。町は町の考え方、個人は個人の考え方、それから会社は会社の考え方というのがあるかと思います。私、一番最後に言った交通事情の問題と言うのは、これだけ朝の通勤ラッシュ、あるいは帰宅される時間帯にかなりの車の数が集中的に流れがあるということを解決していくには、国土交通省辺りがカチッカチッして数をあたっているというのは見たことがありますけども、それらも含めて、どこが検討すりゃ良い部署なのかというのは分かりませんが、そこら辺も含めて、この町を仕切ってもろと町長にトータル的に一つ、こがあなことだけじゃどうにもならんのかなというのも含めてでありますけども、ご意見があれば、気持ちがあれば聞いてみたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 先ほど来ありますように、昼間の人口が2000人程度多いということにつ

きましては、当然もう住居など可部のほうに作られたり、安定した住まいがある方はなかなか難しいと思いますけども、若い人たちを中心に今から住宅を建てようとか思っておられる世代については、大いに北広島町に住んでもらいたいというふうには思っておるところであります。これまでもいろいろ施策を実行してきたわけでありましたが、先ほど副町長が申しあげましたように、教育、医療とか福祉とか、いろんな全体的な総合的な施策も必要になってくるというふうに思っております。そうした施策も必要かも分かりませんが、これまでも定住施策いろいろと実行してきておるわけでありまして、ある一定の成果は上がっているんじゃないかというふうに思っておりますが、実際にキチッとした統計は出しておりませんので、そこは言い切れないところはありますけども、現実にはなかなか厳しいものがあるというふうに思っております。これまでもいろいろ対応してきましたが、まずは初心に戻って、もう一回工業団地等の会社といろいろと情報交換してみるというのも一つの方法かも分からないというふうに思っております。いずれにしてもそういう方向に進むように、できるだけ町としても努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 先ほどの夜間人口と昼間人口の差の関係でございますけども、議員ご指摘のように、平成27年の時には、2100人ほど昼間の人口のほうが多かったということでございます。令和2年の状況でございますけども、昼間人口が1万9711人、夜間人口が1万7763人ということで、その差が1948人ということで、2100人に比べて152人の減少ということでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） いろいろなチャンスをものにできるようなことをそれぞれが考えてもらって、私がたまたま住んでいる所が、私が努力したわけじゃございませんが、この町が合併して18年少しになりますが、自分が住んでる所の小学校の児童数は減ってないんですね。正確に言えば1人ほど減ったんですが、ずうっと増え続けているかというような状況であります。それはどういうことなんか言うと、民間の賃貸住宅が建って、その賃貸住宅に住んでいる人が、今度は近くに戸建てができて、結婚して子どもができてというふうな状況の中で家を建てて、その子が学校に行くという状況に今なっているというようなことで、今、そういう組立てをしたわけでありまして。ぜひこれからもそのような取組をさらに進めていただいて、豊かなまちになるように要望して、私の意見を終わります。

○議長（湊俊文） これで梅尾議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。14時40分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 31分 休憩

午後 2時 40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。3番、敷本議員の発言を許します。

○3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美です。先に通告をしております職員のメンタルヘルス対策の取組、性の多様性を尊重した環境づくりの取組の2項目について質問いたします。初めに、職員のメンタルヘルス対策の取組についてをお聞きいたします。メンタルヘルスとは、皆様ご存知のとおり、心の病気、心の健康状態を意味します。メンタルヘルスに関する課題は、身近な問題であり、行政、企業においても今や真剣に取り組むべき課題の一つでもあります。近年、地方公務員のメンタルヘルス不調による休職者が増加傾向にあることから、令和3年度に総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会を開催し、メンタルヘルスに対する組織的マネジメントの在り方について調査研究を実施していると総務省資料にございました。このアンケート調査は、全都道府県、市区町村の首長部局を対象に初めて実施され、9割近い団体が調査の回答をされていました。この調査によると、令和2年度にメンタルヘルス不調により1週間以上休んだとされる職員の総数が2万1676人（調査対象職員数比2.3%）であることが確認できています。アンケート調査結果を通じて地方公共団体を取り巻く環境やメンタルヘルス不調による休務者の現状、メンタルヘルス対策を担っている地方公共団体の担当部署の問題意識が明らかになったとの現状が述べられていました。令和3年度アンケート調査結果の概要には、メンタルヘルス不調の原因で一番多かったのは、職場の対人関係、上司や同僚、部下が60.7%で、業務内容の困難な事案が42.8%を掲げている団体が多く、中でも若手職員において休務者の発生率が高い傾向が分かっています。次に、メンタルヘルス不調者が増加傾向にあるとの回答は78.2%で、その対策に苦慮しているとの回答は93.2%と、ほとんどの地方公共団体が対策に苦慮されている現状も見えてまいりました。町民への質の高い行政サービスを考えた時、対応する職員一人一人が心身ともに健康であることが大変重要であります。また、夢や希望、志を持ち職員となった方々が心の不調が原因で休職、辞職をするような事態は余りにも悲しいことです。そのような職員を本町から出さないためにも、メンタルヘルス対策への取組について、以下、質問をいたします。初めに、北広島町人材育成基本方針（平成28年6月改訂版）に職場環境の改善、心と体の健康に、メンタルヘルスに対する正しい理解と行動、管理・監督者研修の実施とありました。職場におけるメンタルヘルス対策の必要性をお聞きした上で、管理・監督者研修はどのようなことをされているのかを伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 仕事や職場でのストレスが続くと作業能率が低下してしまいます。職員本人の健康状態が悪化するのはもちろんのこと、周りの職員にも負担がかかり、業務にも支障が生じてまいります。職員の健康を守り、安全・安心な公共サービスを維持していくためにも職場のメンタルヘルス対策は、とても大切なことだと認識しております。管理・監督者は、昇任後、県の研修センターで管理者研修、監督者研修を受講します。その研修の中では、それぞれの置かれた役割や組織のマネジメント、部下の育成方法等について学びます。またこれとは別にメンタルヘルスに特化した研修制度もございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 先ほどのご答弁からも、職員の健康を守り維持していくためにもメンタルヘルス対策は重要であるということがうかがえます。また、管理・監督者研修は就任後に行うとのことですが、その後、どのくらいの間隔で研修を受けられているのか伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

- 総務課長（川手秀則） 先ほど申しあげました管理者研修、監督者研修については、人事異動によりまして、係長もしくは課長に昇任した後に広島県の研修センターで必ず受講していただくこととなっております。メンタルヘルスに特化した合同研修、市町を集めた合同研修がございますけども、それについては応募して受講することになっていきますので、特にその期間というもの定まってございません。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 研修等を定期的に受けられているようですので、その研修結果が最大限にかされるよう継続しての取組というのが必要であると思います。次に、地方公務員のメンタルヘルス不調による休務者及び対策の状況、これは、令和2年度メンタルヘルス対策に係る総務省のアンケート調査には、原則として1週間以上病気休暇・休職をした職員は、10万人当たり2250人で、全体の2.25%でした。そこでお聞きをいたします。メンタル不調の原因は様々だと思えますが、本町職員のメンタル不調が原因で病欠、休職、離職の状況を直近3年間の状況を伺いたいと思います。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 令和2年度から令和4年度の本町の状況でございますけども、メンタル不調で1週間以上の病気休暇を取った職員は13人、そのうち休職になった職員は6人。休職後、退職した職員は2人でございます。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） これは令和2年度から令和5年度の3年間のトータルだと思うんですけども、令和2年度、3年度、4年度、年度別ではそれぞれどのようになっていますか、伺います。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 令和2年度につきましては、病休が3人、休職が2人、離職が1人。令和3年度におきましては、病休が5人、休職が1人、離職はございません。令和4年度については、病休が7人、休職が3人、離職が1人の状況でございます。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 今、令和2年度から令和3年、4年と年度別にご答弁いただきました。退職された方はこの3年間で2名とおっしゃいました。また、病気休暇がトータルで13人、また休職者は6名ということですが、このうち職場復帰をされた方は何名いらっしゃるかと伺います。職場復帰に向けてどのような取組をされたかをお伺いしたいと思います。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 13人のその後でございますけども、復帰した職員は7人でございます。先ほども申しあげましたように、退職に至った者が2人、現在も休職している者が3人ほどおります。復帰に向けては、主治医との連絡を取り合ったり、職場の上司、それから衛生スタッフ等との連携を取りながら、復帰プログラムを作成して、できるところから徐々に徐々に100%の状態に持っていけるように取り組んでおります。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 状況等をお聞きをいたしました。しっかり現場復帰に向けての取組というものを行っていただきたいと思っております。誠意を持ってしっかり取り組んでくださっていることは理解をしておりますけれども、本当にメンタル不調者を出さないための努力というの必要かと思えます。次に、労働者の心の健康の保持促進のために平成27年12月1日からス

トレスチェック制度が義務化をされております。そこで、以下3点を伺います。初めに、今日までのストレスチェックの実施状況と結果を伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 本町では、平成28年度から毎年行っております。回答率は、平均97.0%、そのうち高ストレスと判定された者は、平均10.6%ということになっております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ストレスチェックの回答率が97%と、また高ストレス者と診断された方が10.6%ということですのでございます。この結果をどう分析されているか、伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） おおむね全国的な傾向とさほど大差ないというふうに捉えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 全国的な平均を見たら、本当に差はないんですけれども、やはり高ストレス者と判断された方が10.6%いるという現実はしっかりと受け止めて、今後また、努力をしていっていただきたいと思います。この調査結果から、高ストレスを抱えているとされる職員に対する対応というのはどのようにされていらっしゃるかと伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 高ストレスと判定された方に対しては、産業医との面談を案内をさせていただいております。それから毎月産業カウンセラーに来ていただきまして、心の健康相談室というものを開催しておりますけれども、そちらの案内も併せてさせていただいております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 毎月カウンセラーによる心の相談室を開催されているということなんですが、この相談にはどのような相談内容が多いのか、伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） カウンセラーによる相談内容は、基本漏らさないということになっておりますので、私であってもそれをつぶさに見たり聞いたりということではできませんけれども、何でも良いですよという案内をしておりますので、仕事のことで良いですし、地域のことで良いですし、家庭のことで良いので、とにかく仕事や職場にあって、いろいろ悩みや不安を抱えていることは、どんなささいなことでも相談してくださいというふうにしておりますので、いろんなありとあらゆる相談があるんだろうなというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 毎月どのくらいの方が相談に来られてますでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 月によって業務の繁閑等もありますので、ばらつきはございますけれども、おおむね定足数に達している、もしくは月によってはちょっと50分かな、その設定時間をちょっと区切って、より多くの方に面談していただくような配慮をさせていただいております。人数に満たない場合は、こちらのほうからお声かけをして、ぜひ話をしてみて、話をしちやったらどうですみたいなことをご案内をさせていただいております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 相談体制は、しっかりしてくださっているということですのでございます。次に、職員の健康管理を行う上で、メンタル不調者を出さないために努力をされていることがあれば



伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 繰り返しになるんですけども、早い段階で、先ほど申しあげました産業カウンセラーとの面談を案内するようしております。心の健康相談室は、病気になった人だけが行く特別な場所ではありません。何かモヤモヤする、イライラする、誰かに話したい、誰かに少しでも話を聞いてもらいたい、そんな気持ちになった時に気軽にカウンセラーと話ができる場所として作っております。希望者でなくて、管理職や新規採用者、休職者がいる職場の人などに受けてもらうように配慮をしております。多くの職員がカウンセラーと話す経験をすることで、総務課の職員だけでなく多くの職員がいつもと違う職員に気づき、声をかけることができる職場づくりを目指しています。また安全衛生委員会では、体調不良者の休職状況などを情報共有し、産業医、衛生管理者、職員代表者と一緒になって取り組んでおります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ご努力は伝わってきましたが、この答弁の中にもありましたように、いつもと違う職員に気づき、声をかける、このことは本当に大事なことだと思います。常に職員の小さな変化に気づいていける、また声をかけていける、そのような心通う職場づくりに努力を惜しまないでいただきたい。そういうふうに願いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議員ご指摘のように、本当、ささいな小さな変化にも気づけるような、お互いを意識し合って、思いやりのある職業生活になるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 次の質問に入る前に、この12月は、職場のハラスメント撲滅月間です。ハラスメントという行為について広辞苑で調べてみました。他人から厄介な目に遭わされて困ることという迷惑行為、あるいは嫌がらせ行為とありました。厚生労働省の調査によると、ハラスメント行為によりメンタル不調を起し、休職や離職を引き起こすケースも少なくないことが分かっています。本町におけるハラスメント防止の取組について伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 管理職が月に1回集う連絡調整会議というものがございますけども、そういった場所でハラスメント防止について注意喚起を行っております。また、ハラスメント研修専門家、プロの講師を呼んでハラスメント研修の開催を行ったり、そういったいろんな協会が出しておりますハラスメント防止に関する冊子なども配布して、正しい知識のもとでしっかりとコミュニケーションが取れるように取り組んでおります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ハラスメント防止については、様々取り組まれていますけども、先ほどおっしゃいました正しい知識のもとでコミュニケーションが取れるよう取り組んでいるとありますが、これ具体的にはどのようなことをされてらっしゃるのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 当然、業務の中では上司がいろんな業務の指揮をしたり命令をしたりすることはあると思います。ただ、その伝え方が相手にハラスメントと思われるようなことをしたのでは、それはその業務命令として正しいということではないと思いますので、どういった

指示、命令等が適切に、不適切にならないようにするというのを実践を交えながら行っているところでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 大事なことだと思います。このコミュニケーションが良好な職場というのは、風通しもよく、余計なストレスを感じることなく仕事に従事できると考えた時に、ハラスメント研修と併せてこのコミュニケーションの活性化のための研修もぜひ行っていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） ハラスメントに特化した研修も必要に応じてやっていかなければなりませんけども、議員ご指摘のように心が通じ合えるようなコミュニケーション能力を、実践高めていく必要は当然あると思っておりますので、工夫をしながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 総務省は、全ての地方自治体を対象に実施した調査を基に職員の職場環境や、業務内容に応じた効果的な対策を取りまとめ、反映させる方針とのことで、令和4年度総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会の報告書が作成をされています。ページ数にすると、何と209ページという膨大な内容でしたが、本当にそれだけ重要な取組であるということを私も再認識をいたしました。最後になりますが、職員のメンタルヘルスに対する対策の取組についての考えを伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） メンタルヘルスに対する対策の取組についてですけども、メンタルヘルスクアは、セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア及び事業場外資源によるケアの4つのケアがあると思います。1つ目のセルフケアは、まさしく職員自らによるケアでございます。ストレスチェックなどを活用し、早く気づくこと、そして対処することが大切だと思います。2つ目のラインによるケアは、管理監督者によるケアです。いつもと違う部下に早く気づき、対応することです。上司から声をかける、部下が上司に相談しやすい環境や雰囲気を作る、話を聞くなどが挙げられると思います。3つ目の事業場内産業保健スタッフ等によるケアは、産業医や衛生管理者によるケアです。面談等がございます。4つ目の事業場外資源によるケアは、事業場外の専門機関等によるケアです。職員がメンタルヘルス不調になった場合、本人にとってもつらいばかりか職場にとっても大きな損失となります。早期に気づき、対応していくことが大切です。今後も研修等を行い、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ただいま4つのケアの取組を伺いました。働きやすい職場環境づくりに努めていかれるということでございます。職員の皆様が心身ともに健康で業務に従事できるよう、継続したメンタルヘルス対策の取組の強化をと申し上げまして1つ目の質問を終わります。続いて、性の多様性を尊重した環境づくりの取組についての質問をいたします。12月10日は、昭和23年国際連合第3回総会において、世界人権宣言が採択された日であり、12月4日から10日を人権週間と定め、全国的に啓発活動が行われています。いじめや虐待、性被害、子どもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ

一等に対する偏見や差別、同和問題等多様な人権問題が依然として存在をしております。今回は、その中の性の多様性を尊重した環境づくりについて取組をお伺いいたします。本年6月23日に性の多様性に関する国民の理解を広げるためのLGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）が施行されました。それを受け、内閣府から7項目にわたり学校教育現場での取組も併せて通知をされています。心と体の性が一致しないトランスジェンダー当事者として、LGBTの子ども・若者支援に携わってこられた遠藤まめた氏は、「性の多様性への国民の理解を広げていく第一歩として理解増進法は大事だ。理念を定めた法律ができた意義は大きい。教育現場も同様だ。今後、学校でも性的少数者への理解増進のための対応が求められる」とコメントを寄せていました。令和5年3月、北広島町男女共同参画プラン（第4次）の中の第2章の中に、性の多様性を認め合う意識の醸成が掲げられていました。その中の現状と課題に性的指向・性自認については、社会の十分な理解が深まっていないことから偏見や差別を受ける人は少なくありません。性的指向・性自認に関する正しい知識を深め、意識を高めるための啓発に努めるとともに、性的マイノリティー（LGBT）などの人が生活しやすい環境づくりを進めますとあります。また、今後の取組の中には、性の多様性についての理解の促進、性的指向・性自認に関する正しい知識を深め、意識を高めるために取り組むとともに、相談体制を整備するなど、当事者が生活しやすい環境づくりを推進しますとあります。2020年、電通ダイバーシティ・ラボが全国の20歳から59歳の計6万人を対象にインターネットで行われました調査によりますと、LGBTに該当すると回答した割合は、全体の8.9%。例えば、40人のクラスであれば、3人から4人が性的マイノリティーに当たる割合で存在することになります。この性の多様性、人権を尊重し、差別なく安心して暮らしていける北広島町にと願い、第4次北広島町男女共同参画プランの性の多様性を認め合う意識醸成の現状と課題から質問いたします。初めに、性的指向・性自認に関する正しい知識を深め、意識を高めるための啓発に努めるとありますが、正しい知識を深めるために取り組んだこと、また意識を高めるための啓発に努めたことを伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 性的指向・性自認に関する正しい知識を深め、意識を高めるための取組としまして、8月にLGBTに関する人権講演会を行いました。また毎月、広報きたひろしまで人権に関する内容を掲載しておりまして、LGBTの内容も取り上げて啓発に努めております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 8月にまちづくりセンターで開催されました当事者の方の講習会には、広島県内の公明党女性議員ほか多数参加をさせていただきました。町職員の方も複数名参加をされていたと記憶をしております。性の多様性というのは理解がとても重要になってきます。そこで知識を深め、意識を高めるために、今後、職員向けの、特に窓口業務に携わる人等の研修等は考えておられますか。また、広報紙でLGBTに関連する内容も取り上げているとのことですが、まず具体的にどのような内容か伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 8月に開催しました人権講演会は、一般の方の講演会でもあったんですけども、職員の研修としてという位置づけもあったものになります。また、今後も折を見て職員向けの研修も進めていきたいと思っております。それから、広報きたひろしまに掲載したL

GBTに関する内容についてですが、広報の8月号の紙面1ページを使いまして載せたものです。内容としましては、LGBTQプラスの言葉の説明と、それから性を表す4つの要素について掲載をいたしました。この4つの要素と言うのは、心の性、体の性、表現する性、好きになる性と言ったこの4つのことなんですけども、この性の在り方というのは一つの基準で計れるものでなくて、4つの要素が様々に組み合って多様な性の在り方が存在するという事について載せております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 今後も研修をしっかりと進めていかれるということでございます。続きまして、この北広島町男女共同参画プランの中に性的マイノリティーの人が生活しやすい環境づくりを進めるとありますが、まず、生活しやすい環境とはどのような環境をイメージされているのか、また具体的に進めていらっしゃる事があれば伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 生活しやすい環境とはというご質問ですが、誰であっても自分らしく生きたいと望む思いは変わらないと思っておりますが、性的マイノリティーがあるがゆえに偏見や差別を受けたり、当たり前の権利を得ることができない現状があると思っております。日常的に男性、女性という二つの枠組みでいろいろなことを考えがちですけども、実際の性はもっと多様です。最近ではLGBTなど性的マイノリティーに関する言葉を耳にする機会が増えてはおりますけれども、浸透するといったレベルには至っておらず、正しく理解している人も少ないのではないかと考えております。このことがマイノリティーの生きづらさにつながっていると思っておりますので、多様性が認められる環境となる事が生活しやすい環境につながってくると考えております。具体的に進めていることについては、まず、関心を持ち、性も個性の一つであり、多様な形があることを理解することが必要と思っておりますので、講演会などを通して啓発に取り組みたいと考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 多様性が認められる環境となる事が生活しやすい環境につながってくるとの考えは、本当に全く同感です。そのような環境づくりを町と、また地域と私たちも含めて地域全体で築いていくことが重要と考えます。また、今後も講演会などを通し、啓発に取り組むとのことですので、皆の理解が深まるよう工夫をされ、継続しての取組を願います。続きまして、性の多様性についての理解の促進に、性的指向・性自認に関する正しい知識を深め、意識を高めるために取り組むとともに相談体制を整備するとあります。知識を深め、意識を高める取組について、まず、内閣府から学校現場での取組が通知をされていますので、学校現場での取組についてお聞きをするその前に制服もジェンダーレスにしてほしいと当事者らが訴えている毎日新聞の記事がございました。本町の中学校は、公立学校4校、私立中学校1校ございます。制服の選択制を導入している学校はありますか。また、制服選択制の声というのは当事者やご家族から届いていますでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 制服の選択制につきましては、公立中学校では3校が導入しており、1校は、来年度から導入する予定でございます。私立中学校は、導入済みであるとお聞きしております。選択制についてのご要望や問合せは、これまで数件いただいております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番(敷本弘美) 先ほどご答弁いただきました、本町では、公立中学校では現在、3校が制服の選択制をされ、また私立1校は、導入をされていらっしゃるということで、残りの1校は、来年度から導入ということで、これで本町は、全学校が制服の選択制ということになります。また保護者の方からご要望や問合せも数件あったとのことですので、まずは制服での悩みが解消されることになったことというのは、もう本当に画期的なことだと思えました。先日、性の多様性について講演活動をされていらっしゃる当事者の方と話す機会がございました。その方は、学校現場で講習、また研修をされていらっしゃる方で、必ず講演会の後にはアンケートを取られるそうです。そうすると、必ず性の多様性で悩んでいる児童生徒が複数いらっしゃる、その現実があるということをお聞きをいたしました。その中の一つに、学校にズボンを履いていきたいと親に告げると、親はそんなことをしたら、みんなにいじめられるからやめなさいとそうに言われ、心が本当にしんどいと訴える生徒もいらっしゃったとお聞きをいたしました。そこで、この制服選択制について本町の考えをお伺いいたします。

○議長(湊俊文) 学校教育課長。

○学校教育課長(植田伸二) 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童が有する違和感の強弱等に応じて様々であり、また、当該違和感は、成長に従い減することも含め、変動があり得るものとされていることから、先入観を持たず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であると考えています。制服選択制を導入することで、当該本人の思いはもとよりご家族等の思いに寄り添った支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長(湊俊文) 敷本議員。

○3番(敷本弘美) 先入観を持たずに児童生徒の状況に応じた支援を行うことが必要であるとおっしゃいました。本人の思いやまた家族の思いに寄り添った支援を継続されるとのことですが、先ほど申しました、例えば、児童生徒本人がズボンを履いていきたいと思っているのに、ご家族は、そんなことしたらいじめられるからって。そのような生徒もそれで出てくるのではないかなと思うんですが、そのような時の対応はどういうふうにご考えていらっしゃるか、伺います。

○議長(湊俊文) 学校教育課長。

○学校教育課長(植田伸二) ご相談を受けた中では、本町でそういったことが実際ないのが事実であります。ただそういったことが起きた場合は、学校また教育委員会の指導も入れさせてもらって、子どもさんがそういったことで学校に来られることがないように絶対にしていきたいというふうに取り組んでまいります。

○議長(湊俊文) 敷本議員。

○3番(敷本弘美) 本当に誠実な対応が求められるのは言うまでもありません。心ない一言が大きな事故につながらないためにも、教職員の研修やまた保護者、児童生徒向けの講演というのは必要と考えますが、考えをお聞かせください。

○議長(湊俊文) 学校教育課長。

○学校教育課長(植田伸二) 教職員、また保護者の方の性の多様性についての理解の促進に向けましては、教育委員会としましては校長研修会での指導であったり、国県通知の周知を行うとともに、生徒指導資料を活用した校内研修の実施による教職員の理解を深めること。またPTA研修や役員会場の場を利用した保護者の方の理解促進に努めているところでございます。

○議長(湊俊文) 敷本議員。

○3番(敷本弘美) そのような研修はされていらっしゃるという認識でよろしいでしょうか。

- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 回数までは把握はしておりませんが、学校のほうにしっかりと伝えて取り組んでいるものと考えております。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） それでは、研修やその講演等も通して、それらを通して理解の輪がさらに広がり、環境が整えられることを願います。次に、先ほどは学校現場での制服選択制の取組、また、児童生徒の学校現場での取組をお聞きしましたが、その児童生徒以外、成人に対しての取組があればお伺いをいたします。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 成人に対しての取組ですけれども、先ほどの答弁と重複するところがありますが、今年度は性的指向・性自認に関する正しい知識を深めるために広報きたひろしまによる啓発とLGBTに関する講演会を行いました。以上です。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 啓発と講演会を行ってくださっていて、これも今後、継続してされるという認識で大丈夫でしょうか。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 人権に関する講演会は、継続して行っていきたいと思っています。ただ、人権問題もLGBTだけでなく、例えば、障害者であるとか子どもであるとか、その他いろいろな人権問題がありますので、性的マイノリティを毎年するということはちょっと難しいかもしれませんが、どの人権問題に関しても取り組んでいこうと思っています。以上です。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） それでは、相談体制について整備するとありますが、現状をお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 相談体制についてですが、人権・生活総合相談センターにご相談いただければと思っています。相談内容によっては専門の窓口におつなぎいたします。また、人権・生活総合相談センターに限らず、役場窓口でいろいろなご相談されることもあるかと思いますが、そのような場合でも、必要に応じて専門の部署と連携して支援を行ってまいりたいと思っています。以上です。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 専門部署と連携をして支援を行われるということですので、これ電話やネット相談とかというのも可能なんでしょうか。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 電話やネット相談については、役場の中にはありませんけれども、県が設置してるようなものもありますので、必要に応じてそういった所もご案内したいと思っています。以上です。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 必要に応じてご案内をしてくださるということでございます。続いて、性別にかかわらず誰もが安心して暮らせる環境づくり、その中の一つでありますパートナーシップ宣誓制度について質問をいたします。日本では同性婚が認められていないため、平成27年

(2015年)11月、東京都渋谷区、世田谷区からパートナーシップ制度を導入。その後全国に広がり、2023年11月1日時点で361の自治体で導入をしていることが調査で分かっています。県内においても、広島市、三次市、安芸高田市、廿日市市、三原市、府中市、東広島市、海田町、府中町と、県内23市町中、現在、9市町が導入をされており、また県のほうに伺いますと、今後考えていると言う市町は、7市町とお聞きをしております。パートナーシップ宣誓制度とはどのような制度か、また、パートナーの証明を受けることで、どのようなサービスを受けることができるのかをお伺いします。

○議長(湊俊文) 町民課長。

○町民課長(大畑紹子) パートナーシップ宣誓制度は、一方、または双方が性的マイノリティーであるお二人がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係である旨の宣誓書を市町に提出し、制度を導入している市町が受領書及び受領カードを交付するものです。この制度に法的効力はありませんけれども、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティーに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティーの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待されるものです。また具体的なサービスについてですが、宣誓者二人で町営住宅の申込みができることなどがありますが、それぞれの市町によってサービス内容に差があります。以上です。

○議長(湊俊文) 敷本議員。

○3番(敷本弘美) このパートナーシップ制度と言うのは、法的な効果はありませんが、その関係を行政が認知することによって受領カードが交付されるということ、また、宣誓カードが交付されたパートナーは、町営住宅の申込みができることなど一定の効果を期待できる制度ということが先ほどの答弁で分かりました。今後、本町においてパートナーシップ宣誓制度を積極的に導入をしていくべきと考えますが、担当課の考えをお伺いします。

○議長(湊俊文) 町民課長。

○町民課長(大畑紹子) 本町も導入することを考えております。今後、関係課と対象となるサービスなどの協議を行いまして導入してまいりたいと考えております。以上です。

○議長(湊俊文) 敷本議員。

○3番(敷本弘美) 対象となるサービスなどの協議をして、今後導入をしていくとのご答弁をいただきました。第2次北広島町長期総合計画で、本町が定める北広島町町民憲章に「人を大切にし、互いを認め、思いやりのあるまちをつくります」とあります。全国的にも多くの自治体がパートナーシップ宣誓制度を導入されており、現在も増え続けています。多様性を尊重した思いやりのあるまちづくり実現のためにも、町のトップである町長のご所見を最後にお伺いをいたします。

○議長(湊俊文) 町長。

○町長(箕野博司) パートナーシップ宣誓制度は、国が法律で認める結婚とは違うものでありますが、行政が同性カップルの存在を正面から認めることの意義はとても大きいと思っております。性の多様性を尊重する取組の一つとして本町でも導入することを考えています。多様性については、性別や人種などの一見して分かるものと、一見しただけでは分からないような考え方などの多様性などがあります。社会の中でみんな違いがあるものと考えております。例えば、男なら、女ならといった性別の先入観が根づいていますが、いろいろな価値観や存在がいることを認識し、一人一人が自分らしく生きる社会であり、お互い認めることができる町を実現し

たいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 町長の力強い思いをお聞かせいただきました。多様な生き方を尊重し、本町に理解の輪が幾重にも広がり、また、さらに加速することを願い、質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで、敷本議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、明日13日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会といたします。なお、明日の会議は、午前10時から本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 31分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~